令和８年９月越前町議会定例会

（第１号）

令和８年９月３日

目　　次

第１号（９月３日）

○出席議員及び欠席議員氏名……１
○会議録署名議員の氏名……１
○職務のために議場に出席した者の職氏名……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○議事日程……２
○開　　会……４
○町長の挨拶……４
○会議録署名議員の指名……５
○会期の決定……５
○諸般の報告……６
○報告第５号及び報告第６号（説明）……６
○報告第７号（説明）……６
○承認第１１号（説明）……７
○議案第４５号（説明）……７
○議案第４６号（説明）……８
○議案第４７号（説明）……８
○議案第４８号（説明）……８
○議案第４９号（説明）……９
○議案第５０号から議案第５３号（説明）……１０
○議案第５４号及び議案第５５号（説明）……１１
○認定第１号から認定第１０号（説明）……１２
○一般質問……１２
伊　部　良　美　君……１２
小　松　高　宏　君……１６
寺　坂　大　地　君……２１
中　野　斗　夢　君……２９
吉　田　憲　行　君……３７
斎　藤　諒　太　君……４６
○延　　会……５５

令和８年９月越前町議会定例会

会　期　　令和８年９月　３日～令和８年９月１４日　　１２日間

開　会　　令和８年９月　３日　午前１０時００分

閉　会　　令和８年９月１４日　午前１０時４６分

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
１	中野　斗夢	○		
２	斎藤　諒太	○		
３	寺坂　大地	○		
４	川口　宜亮	○		
５	髙松　恒雄	○		
６	駒野　孝一郎	○		
７	小松　高宏	○		
８	吉田　憲行	○		
９	藤野　菊信	○		
１０	米沢　康彦	○		
１１	佐々木　一郎	○		
１２	伊部　良美	○		
１３	笠原　秀樹	○		
１４	木村　　繁	○		

会議録署名議員の氏名

４番議員	川口　宜亮	５番議員	髙松　恒雄

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤　健治	事務局次長	岡田　寿子
事務局書記	青山　晴彦		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	髙田　浩樹	副 町 長	水島　博之
教 育 長	大川　伸介	総務理事	髙木　剛彦
民生理事	臥龍岡　尊哉	産業理事	佐々木　直人
建設理事	荒井　基志	会計管理者	津田　豊申
教育委員会事務局長	原　　雅哉		

令和８年９月越前町議会定例会議事日程〔第１号〕

令和８年９月３日（木）

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　報告第　５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第　５　報告第　６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第　６　報告第　７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書

日程第　７　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））

日程第　８　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第　９　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正について

日程第１０　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付について

日程第１１　議案第４８号　字の区域の変更について

日程第１２　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）

日程第１３　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１４　議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１５　議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１６　議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１７　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１８　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）

日程第１９　認定第　１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　認定第　２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２１　認定第　３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第２２　認定第　４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　認定第　５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２４　認定第　６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２５　認定第　７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２６　認定第　８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定について

日程第２７　認定第　９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定について

日程第２８　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について

日程第２９　一般質問

開会　　午前１０時００分

○議長（藤野菊信君）　おはようございます。

議員各位にはご健勝にて、本日開会の令和８年９月定例会にご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

初めに、７月２８日に発生した令和８年熊本地震、また８月１３日から１４日にかけての令和８年８月千葉豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。あわせて、先般の石川県及び福井県における記録的な豪雨により被災された皆様にも重ねてお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、補正予算をはじめ、各種議案並びに決算認定など重要な案件が審議されます。議員各位におかれましては、慎重かつ十分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。円滑な議事運営にご理解とご協力をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、ただいまから令和８年９月越前町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、越前町民指標の唱和を議場の全員で行います。

ご起立願います。

事務局が本文を１項ずつ朗読いたしますので、各項を引き続きご唱和願います。

（全員起立の上、唱和）

○議長（藤野菊信君）　ただいまの出席議員数は１４人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

ここで、町長の挨拶を許します。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　令和８年９月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には９月定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用の中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

６月定例会以降、熊本県で発生した地震をはじめ、全国各地で大雨などによる災害が相次いでおります。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、８月２９日から３０日にかけては、福井県嶺北を中心に記録的な大雨となり、福井市、大野市、勝山市では、大雨特別警報が発表されるなど県内各地で大変厳しい状況となりました。福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町では災害救助法が適用され、県内では住宅の浸水をはじめ、道路や河川、農地、事業所など各地で被害が確認され、現在も復旧作業が続いております。

被害に遭われた皆様に改めて心からお見舞い申し上げますとともに、被災された地域の一日も早い復旧と皆様が平穏な日常を取り戻されますことを心よりお祈り申し上げます。

本町においても土砂災害の危険性が高まったことから、町内全域に避難指示を発令するなど緊張した対応が続きました。町民の皆様には、避難や安全確保にご協力をいただき心から感謝申し上げます。今回の大雨を通じ、改めて災害への備えの重要性と地域で支え合う体制の大切さを強く認識したところでございます。

また、先般、本町職員が逮捕される事案が発生いたしました。町民の皆様に不安を与え、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

今後、事実関係を十分に確認した上で、厳正に対処するとともに、服務規律の遵

守と綱紀粛正の徹底に努めてまいります。
それでは、６月定例会以降の主な行政の対応についてご報告させていただきます。
６月１８日には、職員向けに開催されました生成ＡＩの活用研修会に参加いたしました。研修は、業務の効率化に向けたＡＩの活用についての内容で、この研修を契機に働き方改革を含めた職場におけるＡＩ活用の推進につなげていきたいと考えております。
７月に入り、３日には、地域交流センター「ニジハコ」において、出前町長室を開催いたしました。越前町赤十字奉仕団の皆様と防災をテーマに、災害時の支援体制や自主防災組織との連携など現場ならではの貴重なご意見やご提案をいただき、今後の安全・安心な地域づくりに生かしてまいりたいと考えております。
６日には、織田郵便局の移転開局式に出席いたしました。郵便局は、郵便、貯金、保険サービスの提供にとどまらず、地域住民の暮らしを支える重要な拠点施設であり、これまで以上に地域の交流と安心を支える拠点として発展されることを期待しているところでございます。
１６日には、越前みなと大花火２０２６が開催され、１万発の花火で夏の夜空と水面が彩られ、大勢の観客の皆様に楽しんでいただきました。
２５日には、役場前駐車場をメイン会場に第５１回あさひまつりが開催され、１２基のあんどん山車が勇壮に通りを巡行いたしました。友好都市の愛知県西尾市からは中村市長や中村副議長をはじめとする大勢の訪問団にお越しいただき、さらなる親睦を深めることができました。
２８日には、藤野議長、時田県議会議員、吉田総務文教厚生常任委員長、小松産業土木常任委員長と上京し、本県選出の国会議員へ町政発展のための重要な事業について要望を行いました。
８月に入り、２２日には、オタイコ・ヒルズにおいてＯ・ＴＡ・Ｉ・ＫＯ響２０２６が開催されました。和太鼓グループ、兵庫県の和太鼓松村組や愛知県の志多らによる荘厳な太鼓の音色に来場された多くの皆様が胸を躍らせました。
２７日から２８日にかけて、１００歳と米寿を迎えられた長寿の方々へ慶祝訪問に伺い、お祝いを申し上げたところでございます。
６月定例会以降の主な行政等の対応につきましては、以上でございます。
最後に、本定例会には、報告案件３件、承認案件１件、議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外１０議案及び決算認定の１０案件を提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議を賜り、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、令和８年９月定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤野菊信君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、私のほうより指名いたします。４番　川口宜亮君、５番　髙松恒雄君、以上の２名の方を本定例会会期中の署名議員に指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（藤野菊信君）　日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。
本定例会の会期は、本日から９月１４日までの１２日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（藤野菊信君）　異議なしと認めます。
よって、会期は本日から９月１４日までの１２日間に決定いたしました。
なお、会期中の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第３　諸般の報告

○議長（藤野菊信君）　日程第３　諸般の報告を行います。
議長、副議長の諸会合への出席状況報告書と閉会中に開かれた一部事務組合議会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承お願いいたします。
次に、監査委員より令和８年５月分から令和８年７月分に関する例月現金出納検査結果の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

日程第４　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
日程第５　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告について

○議長（藤野菊信君）　日程第４　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第５　報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についての２件を一括して議題といたします。
本件についての内容説明を求めます。
町長。
町長（髙田浩樹君）登壇
○町長（髙田浩樹君）　報告第５号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第６号　令和７年度決算に基づく資金不足比率の報告についてにつきましてご説明申し上げます。
これら２件の報告につきましては、令和７年度越前町各会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により報告するものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第６　報告第７号　令和７年越前町下水道事業会計継続費精算報告書

○議長（藤野菊信君）　日程第６　報告第７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。
本件についての内容説明を求めます。
町長。
町長（髙田浩樹君）登壇
○町長（髙田浩樹君）　報告第７号　令和７年度越前町下水道事業会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。
本案につきましては、令和６年度から令和７年度までの２か年の継続費として設

定した朝日浄化センター改築工事建設委託業務について、継続費の最終年度が終了したことに伴い、地方公営企業法施行令第１８条の２第２項の規定によりご報告するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第７　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））

○議長（藤野菊信君）　日程第７　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　承認第１１号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度越前町一般会計補正予算（第３号））の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、越前北部児童クラブ学習室のエアコンが経年劣化により故障したため、更新に係る工事請負費の増額や未熟児療育医療給付の対象児の増加が見込まれることから扶助費を増額いたしました。

また、ふるさと納税の寄附を受け、指定寄附金支援金として活用するため、補正予算を編成し、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年７月７日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分いたしました一般会計補正予算（第３号）は、歳入歳出それぞれ３３４万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４６億７，１５７万９，０００円と定めたものでございます。

歳出につきましては、民生費の児童館費には児童クラブ改修に係る工事請負費を増額し、衛生費の母子衛生費には未熟児療育医療給付に係る扶助費を増額するほか、商工費の観光費には指定寄附金支援金に係る補助金を増額いたしました。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国県負担金並びに寄附金を増額し、不足額につきましては繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第８　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤野菊信君）　日程第８　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第４５号　地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部改正により、従来の同法第２４３条の２の８（職員の賠償責任）が第２４３条の２の９に移動されたことに伴い、関係条例において引用している条項を整理する必要があるため、本条例を制定するもの

でございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第９　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正について

○議長（藤野菊信君）　日程第９　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正についてを議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第４６号　越前町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び越前町営体育館条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。
本案につきましては、越前サブコミュニティセンター及び越前町営越前体育館を無償譲渡するに当たり、当該施設を廃止するため、関係条例の一部を改正するものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１０　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付について

○議長（藤野菊信君）　日程第１０　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付についてを議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第４７号　財産の無償譲渡及び無償貸付についての提案理由を申し上げます。
本案につきましては、越前サブコミュニティセンター及び越前町営越前体育館をゲンキー株式会社に無償譲渡すること及び敷地を同社に無償貸付することについて、地方自治法第９６条第１項第６号及び第２３７条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１１　議案第４８号　字の区域の変更について

○議長（藤野菊信君）　日程第１１　議案第４８号　字の区域の変更についてを議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第４８号　字の区域の変更についての提案理由を申し上げます。
本案については、織田長割土地区画整理事業における換地処分に伴い、事業地区内の字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第２６０条第１項の規定に

より、議会の議決をお願いするものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１２　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１２　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第４９号　令和８年度越前町一般会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。
本予算案は、歳入歳出それぞれ３億２，７３５万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４９億９，８９３万１，０００円と定めるものでございます。
それでは、歳出予算の主な内容からご説明申し上げます。
まず、総務費ですが、一般管理費には、令和８年熊本地震災害に係る公費義援金として寄附金を計上し、企画費には、越前地区ケーブルテレビ施設に整備されるＵＰＳ電源設備の更新に伴う備品購入費を増額するほか、自治振興費には、地域振興に資する公的支援として、民間企業への越前サブコミュニティセンター無償譲渡に伴う解体費用の一部を支援する負担金を計上し、安全・安心なまちづくり費には、気比庄橋の橋梁照明灯の修繕料を増額いたしました。
次に、民生費ですが、社会福祉総務費の障害福祉施設や老人福祉費の高齢者福祉施設、保育所費の保育施設には、物価高騰対策として電気料の一部を補助する支援金を計上いたしました。
児童福祉総務費には、子どもの遊び場整備に係る費用について、２か年の継続費設定の下、本年度は工事監理に係る委託料及び施設整備に係る工事請負費を計上いたしました。
保育所費には、朝日ノミエルこども園に配置する看護師１名分の人件費に係る補助金を増額し、児童館費には、朝日・宮崎児童クラブで使用する簡易テントなどの備品購入費を計上いたしました。
次に、衛生費ですが、保健センター費には、朝日保健センターの外壁改修などに係る修繕料を増額いたしました。
上水道費や簡易水道費には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、１１月使用分から１月使用分の３か月間減免される水道の基本料金に対する補塡財源として、水道事業会計への負担金を増額いたしました。
病院費には、織田病院の病室などにおけるカーテンや壁紙の修繕に係る費用が必要なことから、病院事業会計への負担金を増額いたしました。
次に、農林水産業費ですが、農業振興費には、上岬地区の農地における有害鳥獣対策として、金網柵の設置に係る補助金の増額や多面的機能の増進加算などにより補助金を増額するほか、農地費には、県所有の消雪設備を利用した干害対策に係る負担金を増額いたしました。
次に、商工費ですが、商工業振興費には、町内で起業、創業した事業所を支援するための補助金の増額や観光施設費には、泰澄の杜の送湯設備の更新に係る工事請負費を増額いたしました。

最後に、土木費ですが、土地区画整理費には、長割土地区画整理事業施行地区内の建物解体に係る費用が必要となることから、土地区画整理事業特別会計への繰出金を増額し、住宅管理費には、西野住宅跡地の整備に係る工事請負費を増額いたしました。

歳出予算の主な内容は以上でございます。

続きまして、歳入につきましては、各事業に対する国県支出金、繰入金、諸収入、町債をそれぞれ増額し、不足額につきましては、前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１３　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１３　議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）から日程第１６　議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）までの４議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第５０号から議案第５３号までの令和８年度特別会計補正予算４議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第５０号　令和８年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２０億９，６９３万９，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修のため、国保情報システム保守委託料を増額いたしました。

歳入につきましては、特別調整交付金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第５１号　令和８年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ５，１２８万３，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を２４億１，２７２万２，０００円、内訳として、保険事業勘定２４億１，０３１万５，０００円、介護サービス事業勘定２４０万７，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、前年度介護給付費の確定に伴い、国庫負担金、県支出金及び支払基金交付金の返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金及び前年度繰越金を増額し、補正予算を調製いたしました。

次に、議案第５２号　令和８年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ３５万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，４３１万９，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、温泉事業費の越前温泉事業費において、令和７年度分の消費税納付額が確定したことから、その所要額を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額し、補正予算を調製いたしました。

最後に、議案第５３号　令和８年度越前町土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ１０３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６７万３，０００円と定めるものでございます。

歳出につきましては、長割土地区画整理事業における建物解体工事に係る経費を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を計上し、補正予算を調製いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１７　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１８　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）

○議長（藤野菊信君）　日程第１７　議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）、日程第１８　議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）の２議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　議案第５４号及び議案第５５号の事業会計補正予算２議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第５４号　令和８年度越前町水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

本補正予算は、物価高騰による家計負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、上水道の基本料金３か月分を支援するものでございます。

内容につきましては、収益的収入において、営業収益の水道料金を減額するとともに、営業外収益の他会計負担金を増額し、所要の補正を行うものでございます。

次に、議案第５５号　令和８年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）について申し上げます。

本補正予算は、収益的収入及び収益的支出をそれぞれ６１０万円増額し、収益的収入及び収益的支出の予定額を１億７，５４８万６，０００円と定めるものでございます。

まず、収益的支出につきましては、病院事業費用において、病院の衛生環境の維持及び施設の適切な維持管理を図るため、消耗備品費及び修繕費を計上いたしました。

また、収益的収入につきましては、病院事業収益として、一般会計からの他会計負担金を計上いたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第１９　認定第　１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第２０　認定第　２号　令和７年度越前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２１　認定第　３号　令和７年度越前町介護保険事業特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
日程第２２　認定第　４号　令和７年度越前町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２３　認定第　５号　令和７年度越前町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２４　認定第　６号　令和７年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２５　認定第　７号　令和７年度越前町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第２６　認定第　８号　令和７年度越前町水道事業会計決算認定について
日程第２７　認定第　９号　令和７年度越前町下水道事業会計決算認定について
日程第２８　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（藤野菊信君）　日程第１９　認定第１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第２８　認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの１０議案を一括して議題といたします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（髙田浩樹君）登壇

○町長（髙田浩樹君）　認定第１号　令和７年度越前町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第１０号　令和７年度越前町国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでを一括して提案理由をご説明申し上げます。
これら１０件の議案につきましては、令和７年度越前町一般会計並びに６特別会計の歳入歳出決算認定及び３事業会計の決算認定をお願いするものでございます。地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき提出するものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第２９　一般質問

○議長（藤野菊信君）　日程第２９　一般質問を行います。
質問者は通告書に基づき、要領よく簡素に質問してください。また、答弁については、的確にお願いいたします。
質問の順は、お手元に配付の一覧表の順により行います。
順番に発言を許します。
初めに、１２番、伊部良美君。

１２番（伊部良美君）登壇

○１２番（伊部良美君）　質問に入る前に、議員を代表して一言申し上げます。
先般の石川県及び福井県における記録的な大雨、熊本地震、そして千葉県の豪雨により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた

方々に謹んで哀悼の意を表します。
　また、被災された皆様の一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。
　それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。
　第１点、レストハウス越前岬についてお伺いをいたします。
　この解体工事の入札もされ、現在、工事も終わったように思われますが、現在のままの状態でおかれるのか、今後の跡地についての計画があればお聞かせをいただきたいと思います。
○議長（藤野菊信君）　産業理事。
○産業理事（佐々木直人君）　それでは、ご質問にお答えをいたします。
　解体跡地につきましては、県へ引き渡す内容で協議を行っていたことから、町としましては、跡地についての利用計画はございません。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　国道３０５号線沿いの建物の北側は、国道の道路際には縁石の加工品が境界が３個ほど並べられております。解体された場所は、仮設のコンクリートみたいなものが七、八個並べられているが、景観上どう思われるか。
　一方、海側は一部が道路高で盛られ、６メートルぐらい先は駐車場の高さで整備され砂利のままであるが、この建物の周辺は越波があるので、どう思っているのかお伺いをいたします。
○議長（藤野菊信君）　産業理事。
○産業理事（佐々木直人君）　お答えします。
　解体跡地における国道３０５沿いにつきましては、県が当面の措置としてコンクリート製の基礎ブロックに視線誘導標を設置し、通行者に注意を促しております。今後は、景観に配慮したガードレールなどの設置を検討していくと伺っております。
　一方、越波につきましては、県において適切に対応していただくよう要望してまいりたいと考えております。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　この建物は、県の観光公社が建て、解散するに当たり、旧越前町が無理に買わされたもので、町で解体するまでし、県に土地を返したのであるなら、自然保護の西の区域にもなるので、県の観光誘致課、観光政策課と相談をされ、駐車場の南側の入り口の周辺のような公園みたいにしてはと思われるが、いかがかお伺いをいたします。
○議長（藤野菊信君）　町長。
○町長（髙田浩樹君）　それでは、伊部議員のご質問にお答えいたします。
　解体跡地につきましては、越前加賀海岸国定公園区域内にあり、隣接する形で銭ヶ浜園地や駐車場がございます。これらにつきましては、県との契約に基づき、町で維持管理や清掃美化に努めているところでございます。
　議員ご提案のような跡地の利活用につきましては、土地の管理者である県と協議してまいりたいと考えております。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　これは解体する前に、同時に跡地のことも考えて私はするべきじゃないかと思っております。今はもう壊された後は、県に十分に観光政策課とそういう建物の跡地のことですから、今後、町長、県に対して強く要望して質問

を終わりたいと思います。
　それでは、２点目の原子力核燃料税の引上げについてお伺いをいたします。
　県内の原発事業者に課している核燃料税の税率を引き上げる県条例が、２１日の本会議で可決成立をされました。原発内での貯蔵が５年を超える使用済核燃料税を対象にした搬出促進割、原子炉の熱出力に応じた出力割、原子炉に装荷した核燃料の価格に課税する価格割との３つのいずれも引き上げると、税収計画額が現行の年収、年１５４億円から１９２億になるような見込みになり、総務省の同意を得て１１月１０日に施行するように聞くが、１１月に決まったときから引上げの計算になるのか、それとも令和９年４月から５年間を指すのか、町としてどのように解釈されているのかお伺いをいたします。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
　ご質問にお答えいたします。
　福井県が原発事業者に課す福井県核燃料税条例は、令和８年７月２１日に福井県議会で可決されており、その後、総務省の同意を得て１１月１０日に施行される予定であります。核燃料税は、その施行日である１１月１０日を基準日として、新税率による計算、課税が行われ、引き上げられる予定です。
　核燃料税の課税期間は令和８年１１月１０日を起点として、令和１３年１１月９日までの５年間であり、令和８年度分は基準日の１１月１０日から翌年３月３１日までと認識しております。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　令和８年４月から令和９年３月までは、当初予算で確定されてそのままであると思いますが、令和８年１１月から令和９年３月までの引上げ分については、重なる期間に生ずるが、引上げ分は２月頃に調製されると思うが、間違いないかお尋ねをいたします。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
　ご質問にお答えいたします。
　現在のところ、県から方針が示されておりませんので、お答えできる状況ではございません。
　以上です。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　答弁は分かるんですが、その辺は県とよく協議して速やかに予算の獲得に尽力をしていただきたいと思います。
　次いで、日本原電より敦賀２号機の火山帯の上に建設されているとの理由で、規制委員会より建設認可を受け、２６年間も稼働していた原子炉の停止を受け、今回横穴を掘ったので、越前町の議会として視察の申出を受け、１１月１２日を日程を調整しておりますが、原子力委員会として準備をしているところでございます。２号機の視察後、建設造成された３号、４号機の増設予定地に見学したいとお願いをいたしております。
　町長自身も３号、４号の造成地を視察されたようにも伺っておりますが、この地に立つと、我が越前町のかれい崎なんかが手に届くように感じ取られております。３号、４号機の原子炉建屋が建設工事にかかるようになれば、越前地区の準立地並みになったように織田地区、宮崎地区も同様の準立地になるように要請を働き

かければ、当然のものだと思っております。
町長にお尋ねをいたします。
この３号、４号機の建設地に訪れた際、どのような印象をお持ちになられたかお伺いをいたします。
○議長（藤野菊信君）　町長。
○町長（髙田浩樹君）　それでは、ご質問にお答えいたします。
私も過去に現地を視察する機会がございました。まず、敷地の広さを実感したことを覚えています。また、間近に越前地区を確認することができ、本町との距離の近さを改めて感じたところでございます。
町民の安全・安心を守ることは、町の最も基本的な責務でございます。今後とも、県の原子力防災訓練への参加や広域避難先への視察研修などを通じて、福井県と連携を図りながら、原子力防災のさらなる充実に努めてまいります。
あわせて、国の動向につきましても、引き続き注視してまいります。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　私は、越前地区を離れ、織田、宮崎の団地に移り、両親と離れ離れの暮らしには理解をいたしております。土地が高い、生活環境には条件が悪いとか、様々なことを考えれば当然と思っております。
私は、越前地区の人口減少は人口流出だと思っております。この人たちは、越前地区の住民の両親、知人、友人との関係は残っているかと思っております。地形的にも越前地区から三、四分であると思っております。
私は原子炉の実情のことを考えれば、織田地区、宮崎地区も越前地区同様に準立地並みの扱いを働きかけるべきと考えるが、町として国に要望すべきかどうか所見を賜りたいと思います。
○議長（藤野菊信君）　町長。
○町長（髙田浩樹君）　それでは、ご質問にお答えいたします。
核燃料税補助金の動向につきましては、現時点では、県からの情報は示されておりません。本町といたしましては、原子力発電所に係る安全対策の充実及び地域振興の推進に寄与するため、核燃料税の趣旨、目的に沿った施策の実施が図られるよう、県に対して必要な要望を行ってまいりたいと考えております。
○議長（藤野菊信君）　伊部良美君。
○１２番（伊部良美君）　町長の考えには一定の評価をいたしますが、やはり国の機関の経済産業省に対して強く要請すべき課題かと思っております。資源エネルギー庁に対して、議会や地元住民の理解を賜りながら、町長のご尽力に期待をいたしたいと思っておりますので、何とぞ尽力を賜るようよろしくお願いいたします。
以上、終わります。
○議長（藤野菊信君）　これで伊部良美君の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。
午前１１時１０分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩　　午前１０時５５分

開議　　午前１１時１０分

○議長（藤野菊信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けて行います。
７番、小松高宏君。
７番（小松高宏君）登壇
○７番（小松高宏君）　議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。
今回は、熊本地震の水道被害を踏まえた越前町の災害時水道対策についてお伺いいたします。
近年、全国各地で大規模な地震や豪雨などの自然災害が発生しており、私たちの生活に欠かすことのできない水道についても大きな被害が発生しております。特に大規模な地震では、建物や道路だけでなく、水道管など地下に埋設されたインフラが被災することで広範囲にわたり断水が発生し、復旧までに長い期間を要する場合があります。水は水道水としてだけでなく、炊事、トイレ、入浴、医療、福祉、消防など私たちの生活を支える最も重要なライフラインの一つであります。
そこで、今回は熊本地震における水道被害を教訓として、越前町の水道施設の現状と今後の災害への備えについてお伺いいたします。
まず、熊本地震における水道被害について伺います。熊本地震では、水道管の破損などにより、多くの地域で断水が発生しました。大規模な地震が発生すると浄水場や配水池などの施設だけでなく、道路の地下に張り巡らされた水道管や給水管も被害を受けます。また、１か所の道路が破損した場合でも漏水箇所の発見、道路の掘削、管の交換、埋め戻し、通水確認など、多くの作業が必要となります。さらに、地震直後は、大きな被害が確認されなくても、水圧の変化などによって、その後、新たな漏水が発生する可能性もあります。そのことから、大規模災害に備えるためには、災害発生後の応急復旧だけでなく、平常時から水道管の老朽化対策や耐震化を進めていくことが重要であると考えます。
そこで伺います。熊本地震における水道被害について、越前町としてどのような教訓を得ているのかお伺いいたします。
○議長（藤野菊信君）　建設理事。
○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。
ただいまの小松議員のご質問にお答えします。
先般７月２８日に発生した熊本地震では、発災後、熊本市をはじめ被災地全体において、最大で１０万８，０００戸が断水する事態となり、多くの避難者も含めた市民の生活に多大なる影響を及ぼしたことは周知のとおりでございます。
熊本市では、平成２８年の熊本地震発生以前の平成１７年から水道管の耐震化に取り組んでおり、令和７年度末時点において口径３５０ミリ以上の導水管、送水管及び配水本管を指す基幹管路において、耐震適合性のある管路の割合が８１．５％に達しています。このため、熊本市では、発災から６日後の８月３日には市内の全ての断水が解消した一方で、耐震化が進んでいない八代市などの市町では、復旧までに１か月を要しました。
この事実を踏まえ、大規模災害に対する備えの一つとして水道管の老朽化対策と耐震化が重要な課題であることが明確に示されたものと痛切に感じたところでございます。
○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。
○７番（小松高宏君）　次に、越前町の水道の現状について伺います。
越前町には、町内の各地域に多くの水道管が張り巡らされております。これらの

水道管も年月の経過とともに、老朽化していくことから、計画的な更新が必要となります。

そこで伺います。現在、越前町が管理する水道管の総延長はどの程度あるのでしょうか。そのうち、法定耐用年数を超えている管路はどの程度あるのでしょうか。また、現在年間どの程度の距離の水道管を更新しているのでしょうか。さらに、水道管の耐震化について現在どの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　建設理事。

○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。

お答えします。

現在において、越前町が管理する配水本管や送水管など、給水管を除く水道管は総延長で３９０．３９キロメートル整備されています。そのうち、法定耐用年数を超えている管路の延長は２０６．０７キロメートルであり、総延長の５２．８％が既に耐用年数を超過している状況となっています。

このことは、本町の水道インフラが相当程度の老朽化に直面していることを示しており、計画的な更新の必要性を認識しているところです。年間の水道管更新につきましては、令和９年度以降に耐震化調査及び詳細設計を進めた上で、計画的に更新工事を実施する予定としております。

次に、基幹管路の耐震化につきましては、現時点において基幹管路総延長１０７．２４キロメートルのうち、耐震管は１７．９７キロメートルとなっており、基幹管における耐震率は１６．８％となります。また、全体の総延長に対する耐震化率は４．６％にとどまっている現状を踏まえ、大規模災害に対する備えとして耐震化の推進が急務となっております。

このため、本町では、今後耐震化調査の結果に基づき、基幹管路から優先的に耐震化工事を進めることで有事においても重要なライフラインが確保できるよう努めてまいります。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　次に、水道事業の有収率について伺います。

有収率とは、浄水場などから送り出した水のうち、実際に水道料金の収入につながった水の割合であります。有収率が低い場合、その原因の一つとして地下などで発生している漏水が考えられます。漏水は貴重な水資源が失われるだけでなく、道路の陥没などにつながる可能性もあります。また、老朽化した水道管は、地震が発生した際に破損するリスクも高くなると考えられます。その意味でも平常時から漏水を減らし、有収率を高めていくことは、水道事業の経営改善だけでなく、災害対策という面からも重要であると考えます。

そこで伺います。越前町の現在の有収率は何パーセントでしょうか。また、県内の他市町と比較した場合、越前町の有収率はどのような状況にあるのでしょうか。さらに、有収率を向上させるため、漏水調査や老朽管の更新など、現在どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　建設理事。

○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。

お答えいたします。

令和７年度の決算における越前町の有収率は、６６．４％であります。全国平均の８９から９０％、県内平均の８０％と比較しますと越前町の有収率は低い水準であり改善の必要性が高いものであると認識しております。

有収率向上のために、昨年度から毎年漏水調査の予算を計上し、漏水箇所の発見

に努めております。特に有収率が低い越前・織田地区の管路については、令和１０年度にかけて計画的に漏水調査を実施し、判明した箇所については早期に修繕を行ってまいります。

あわせて、職員の通常パトロールの強化による漏水の早期発見、さらには、住民からの通報等があった場合における早期修繕に努めることで有収率の向上を図ってまいります。老朽化した水道管は、漏水多発の原因となるだけにとどまらず、地震が発生した際における破損リスクの高まりに直結します。このため、先ほどご説明いたしました耐震化調査の結果に基づき、老朽管の計画的な更新を進めてまいります。

有収率の向上は、単なる水道事業の経営改善にとどまらず、老朽化した水道管の把握と更新を通じた地震対策、そして貴重な水資源の保全という観点からも重要な課題であります。今後におきましても計画的かつ着実に改善に取り組んでまいります。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　次に、大規模地震が発生した場合の断水への備えについて伺います。

南海トラフ巨大地震など、非常に大きな地震が発生した場合には、越前町においても複数の場所で水道管が破損し、同時に広範囲で断水が発生する可能性があります。

そこで伺います。大規模地震によって広範囲に断水が発生した場合、越前町では、どの地域や施設から優先的に復旧することになっているのでしょうか。また、断水が発生した場合、町としてどの程度の期間で応急復旧を目指しているのか現在の想定についてお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　建設理事。

○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。

お答えします。

大規模地震によって広域的断水が発生した場合、越前町では、まず基幹管路を含む主要管路の復旧を優先いたします。次に、基幹管路の復旧と並行して避難所、医療施設などの重要度の高い施設への機能確保を目的に被害状況に応じた配水調整を行い、限られた水資源を最大限に活用してまいります。そして、被害状況に応じて最適な復旧方法を検討し、復旧工事を行います。

町内の各避難所には、避難想定人数の３日分程度の飲料水等を確保しております。地震の規模により異なりますが、その備蓄が尽きるまでの期間に基幹管路及び主要管路の復旧を進め、断水の解消を目指す計画であります。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　災害時には一般家庭への給水も重要ですが、避難所や病院、福祉施設など、水を必要とする施設については特に優先的な対応が必要であると考えます。

そこで伺います。越前町では、災害時における避難所、医療機関、福祉施設などの重要施設について、給水体制をどのように確保しているのでしょうか。また、これらの重要施設につながる水道管について耐震化はどの程度進んでいるのでしょうか。災害が発生してから対応するのではなく、平常時から重要施設を優先して耐震化していくことも必要ではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　建設理事。

○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まず、各避難所においては避難想定人数の３日程度の備蓄を確保しております。本町では、コミュニティセンター、学校、町営体育館など２９の公共施設を避難所に指定しており、これらの施設には、受水設備に貯水できる施設も含まれております。ほかにも各医療施設、福祉施設等におきましても、同様の供給体制を整えております。特に光道園を含む５施設と災害協定を締結し、福祉避難所として高齢者や要配慮者の避難受入れについて協力体制を整えています。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、基幹管の全体の耐震化率は１６．８％、総延長のうち４．６％という状況の中で、重要施設につながる水道管の耐震化もあまり進んでいない現状を踏まえ、この対策は防災における重要な課題であると認識しているところでございます。

ご指摘のとおり、災害が発生してから対応するのではなく、平常時から重要施設を優先して耐震化していくことは、重要であると考えております。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　次に、断水が長期化した場合の応急給水についてお伺いいたします。

大規模災害では、一度に多くの地域で断水が発生する可能性があります。その際には、給水車や給水タンクなどによる応急給水が必要になります。

そこで伺います。越前町では現在、給水車や給水タンクなど、災害時に使用する応急給水資機材などをどの程度保有しているのでしょうか。また、大規模災害時には町だけの力で対応することは難しいと思います。県や近隣市町、他の自治体、水道関係団体、民間事業者などとの応援協定はどのようになっているのでしょうか。

さらに、水道職員自身が被災する可能性もあります。そのような場合、他自治体から応援職員を受け入れ、速やかに水道施設の復旧を行える体制が整っているのかお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

町では、水道管直結型４０トンの耐震性貯水槽、給水車２トン車１台、緊急時用浄水装置１機、給水タンク１トン級２機を保有しており、今年度さらに同型の給水タンクを２機購入予定です。

応援協定については、平成２８年９月に福井県市町災害時相互応援協定を締結しており、災害対策基本法第６７条及び第６８条に基づき、被災市町が独自対応困難な場合は、県、県内市町が相互に支援する仕組みを整えています。また、西尾市、恵那市及び日本六古窯関係市町とも協定を締結しています。

さらに、日本水道協会福井県支部への加入により、災害時の給水車派遣や応援復旧、技術職員の受援体制も確保しています。民間事業者との協定については、現段階では未締結ですが、他自治体との事例を踏まえ、前向きに検討を進めてまいります。

受援体制については、令和３年２月に越前町受援・応援計画を策定し、外部からの応援を迅速、的確に受け入れるための体制、担当部署、業務内容を明確化しています。水道職員が被災した場合も他自治体との人的支援ネットワークを活用し、

迅速な施設復旧が可能な体制の整備を進めています。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　次に、今後の水道管更新について伺います。

水道管を全て一度に更新することは財政的にも難しいことは理解しております。だからこそ、限られた財源の中で、どの水道管を優先して更新するのかという考え方が重要であると思います。

例えば、老朽化が進んでいる管路、漏水が多い管路、地震による被害を受けやすい管路、避難所や病院、福祉施設などの重要施設につながる管路、こうした管路について、優先順位をつけて計画的に更新していく必要があると考えます。

そこで伺います。越前町では今後の水道管更新について、どのような基準で優先順位を決めていくのでしょうか。また、今後必要となる水道施設の更新費用について長期的な財政見通しをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君）　建設理事。

○建設理事（荒井基志君）　建設理事、荒井。

お答えします。

水道管の更新順位については、重要拠点となる避難所や病院と配水池、水源池から浄水場及び浄水場と配水池をつなぐ管路を優先に進めていく計画としております。耐震管への更新は莫大な費用を要しますので、財政状況を踏まえて計画的に進めてまいりたいと考えております。最大限の財源を確保するため、特に国や県への補助金要望活動を積極的に展開してまいります。

あわせて、水道料金の適正化、有収率の向上、経営コストの削減など、水道事業の経営効率化を同時に推進することで、更新財源の確保に努めてまいります。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　最後に、町長にお伺いいたします。

水道はふだんは蛇口をひねれば当たり前のように水が出ます。しかし、大規模な災害が発生した瞬間、その当たり前が失われる可能性があります。熊本地震の水道被害からも災害発生後の応急復旧だけでなく、災害が起きる前から老朽管の更新や耐震化を進めておくことが重要であると考えます。越前町において、人口減少や水需要の減少が進む一方で、水道施設の維持管理や更新には、今後も多額の費用が必要となります。限られた財源の中で、町民の命と暮らしを守るためには、老朽化した水道施設を計画的に更新するとともに、災害時に重要となる施設への給水体制を強化していく必要があります。

そこで町長に伺います。熊本地震など過去の大規模災害から得られた教訓を踏まえ、越前町として今後水道施設の老朽化対策、耐震化、災害時の応急給水、復旧体制をどのように強化していくお考えでしょうか。町民が安心して暮らせる災害に強い水道を実現するため、町長の考えをお聞かせください。

○議長（藤野菊信君）　町長。

○町長（髙田浩樹君）　町長、髙田。

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

熊本地震の被災状況を見ますと、老朽管の漏水対策や水道管の耐震化は単なる水道事業の経営改善にとどまらず、町民の生命と生活を守る重要なライフラインを確保するために重点的に取り組む課題であると認識しております。先ほど建設理事の答弁のとおり、本町の水道インフラは深刻な状況にあります。一方で、本町において、急激な人口減少や少子高齢化が進展し、水道使用量の減少が避けられ

ない状況でもあります。このため、限られた財源の中で、水道施設の維持管理と更新を進めることは極めて困難な課題であることは事実であります。しかし、だからこそ、戦略的かつ計画的な対応が不可欠であると考えております。

そこで本町では、以下の方針に基づき、災害に強い水道の実現を目指してまいりたいと考えております。

１つ目は、国への財政支援制度の充実に向けた要望であります。水道施設の耐震化には莫大な費用を要しますことから、国に対し、補助率の向上の要望活動を展開してまいります。

次に、水道施設の統廃合による経営改善です。人口減少や水需要の変化に対応するため、水道施設の適正配置や効率化を進めることで経営改善を図ってまいります。また、同時に水道管路の耐震化を進めていくことで、地震等の災害に備えてまいりたいと考えております。

さらに、有収率の向上による経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。漏水調査の実施、職員パトロールの強化などを通じて有収率の向上を図ります。

最後に、応急給水復旧体制の整備を充実してまいります。給水車、給水タンク、耐震性貯水槽などの応急給水資材の整備、日本水道協会福井県支部との応援協定の充実、応援職員の受入れ体制の構築など、大規模災害時の応急給水復旧体制を強化してまいります。

水は飲料水としてだけでなく、炊事、トイレ、入浴、医療、福祉、消防など、私たちの生活を支える最も重要なライフラインであります。本町では、熊本地震など、過去の大規模災害から得られた教訓を踏まえ、関係機関との連携を強化しながら、町民が安心して暮らせる水道水の確保に向けて計画的に取り組んでまいります。

○議長（藤野菊信君）　小松高宏君。

○７番（小松高宏君）　ご答弁ありがとうございました。

今回、私は災害時における上水道というテーマについて質問をさせていただきました。先ほどご回答いただいたとおり、越前町の上水道については、有収率約６６．４％、県内でもワースト３位という現状があります。水道管の老朽化や漏水への対応、そして災害時にも安心して水を供給できる体制を維持していくためには、今後、計画的な更新や耐震化を進めていく必要があります。水道は、ふだんは当たり前に使えるからこそ、その重要性を意識する機会は少ないかもしれません。しかし、一たび災害が起きて水が使えなくなれば町民の生活に直ちに大きな影響が出ます。だからこそ、問題が表面化してから対応するのではなく、将来を見据えた備えをお願いしたいと思います。

今あるものを当たり前として守るだけでなく、１０年後、２０年後の越前町を見据えて、今何をしておくべきなのかを考えることが重要です。今回取り上げた課題について、町として将来を見据えた取組を進めていただくことをお願いし、私からの一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君）　これで小松高宏君の一般質問を終わります。

次に、３番、寺坂大地君。

３番（寺坂大地君）登壇

○３番（寺坂大地君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

前回６月、こちらの一般質問のほうで第二次総合振興計画の進捗管理についてお

尋ねをしたところ、またいろいろと気になる点が出たということで、今回、第三次総合振興計画の進捗管理について、まずはお尋ねしたいと思っております。それでは、今回、確認を中心に行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、この第三次計画の性格についてお尋ねしたいと思います。よく窓口といいますか、いろんなところでお伺いするお話で、これはちょっと僕が勝手に聞いていたお話、解釈違いかもしれないので確認をさせていただきたいと思っています。

この計画にのっていない事業というものが国や県の補助金が、計画書にのっていないものは補助金が取れない、助成金が頂けないといったようなお話をいただくことが多いです。なので、あらゆる分野を計画書に網羅しておく必要があるというお話を聞くことがあるんですけれども、本当にそうなのかというところを確認させていただけたらと思います。

この計画に書かれていない事業については、補助金などの予算の裏づけを得られないのかと、そういう理解でよろしいのかお尋ねいたします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

それでは、寺坂議員のご質問にお答えいたします。

総合振興計画は、町の施策の方向性や主要な取組を示す最上位計画ですが、国・県補助事業については、それぞれの補助制度の要件や事業内容に基づいて判断されますので、必ずしも計画に記載がないと補助を受けられないというものではありません。そのため、計画に記載がない事業であっても必要性や緊急性があり、補助制度の要件に適合するものであれば、国・県補助事業に取り組みます。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございます。まさに今ほど小松議員がおっしゃられていたような、例えば水道管、こちらのほうが今、喫緊の課題で今まさにもう漏水があるんだと、財源を何とかしないといけないんだという際には、これが使えるということですかね。まさに、本当にこの計画にないことでも本町が抱える課題、たくさんありますので、ぜひぜひ今後もいろんな働きかけを国や県に行っていただきたいと思います。

２つ目、こちらの第三次計画ではなく、第二次計画、前回の計画のほうに戻るんですけれども、最終年度である令和７年度末の集計結果というのもこの前お尋ねしましたら、ただいま集計中でまだちょっと中途半端なものしかお見せできないことを言われまして、そのときは、じゃ、集計が終わってからお見せいただけるとありがたいですとお伝えしたんですけれども、こちら、第二次総合振興計画の集計結果を待たず、令和７年度を待たず、令和６年度末、昨年度ではなく、おととしの末までの実績を踏まえて、第三次計画の策定に臨んだ、そういう認識でよろしいでしょうかというところと、こちら私のほうの理解としましては、それを待っていては、計画に１年以上空白が生じてしまうというところで、令和６年度末までの実績を踏まえて策定されたのかなという理解ではいるんですけれども、一度確認をさせてください。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えします。

第三次総合振興計画の策定に当たっては、第二次計画の最終年度である令和７年

度の実績確定を待つのではなく、令和６年度末までの実績や策定時期の把握できる令和７年度の進捗状況を踏まえながら検討を行い、その内容を計画策定に反映しております。

総合振興計画は町政運営の指針となるものであり、計画期間の連続性を確保する観点から策定時期で得られる最新の実績や課題等を活用しながら、第三次計画の策定を進めたものです。また、既存の目標指標の進捗率や達成状況だけでなく、町民アンケート、中高生意識調査、住民ワークショップなどを実施し、多様な住民ニーズや地域課題についても把握しながら策定を進めました。

なお、第二次計画の最終的な実績については、令和７年度終了後に取りまとめを行い、本年７月開催の総合振興計画審議会において、報告及び審議をいただいております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございます。今ほどご説明いただいた内容、また引き続きちょっと見させていただきたいのですが、こちら３つ目の質問なんですけれども、第三次計画には、第二次計画にあった目標指数というものが分厚い計画書のほうに盛り込まれておりませんでした。前回はいろんな指標というものが項目ごとに数字が盛り込まれていたと思うんですけれども、今回、第三次計画において、基本計画に目標指数がなく、計画本文にあるのは総合戦略というところの項目の数値目標１６本だけになっていたと思います。これはなぜなのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

第三次総合振興計画においては、第二次計画のように、基本計画ごとの目標指標を計画書本文には掲載しておりません。一方で、地方版総合戦略については、国から数値目標の設定が求められていることから、総合戦略に関する１６の数値目標を計画に掲載しております。

総合振興計画全体の進捗を把握するための目標指標については、行政運営、福祉、教育、産業、環境など、多岐の分野にわたることや社会情勢や制度改正等の影響を受け、適宜見直しが必要となるものもあることから、計画書に掲載する目標指標の選定や整理が難しい面があります。

そのため、今回の計画では、目標指標を計画本文に網羅的に掲載するのではなく、施策の方向性や取組内容を中心に整理する構成といたしました。進捗管理に必要な指摘やデータについては、各分野で把握しているものを活用しながら、計画の推進を図ってまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　続いて、４つ目のほうの第三次計画の進捗管理といたしまして、目標指標、目標指数の設定であるとか、あるいは管理のやり方の検討というのは、検討委員会のほうで、そちらのほうでどこまで、どの程度進んでいるのかお聞かせください。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

第三次総合振興計画の進捗管理については、来年度の総合振興計画審議会から毎年度実施する予定としております。また先日の総合振興計画審議会においても、これまでのような目標指標の進捗率や達成状況を中心とした評価手法ではなく、施策の成果や課題をより分かりやすく検証できる手法について検討する必要があるとのご意見をいただいております。

こうした意見を踏まえながら、今後、進捗管理に用いる目標指標や評価方法について整理し、実効性のある進捗管理の仕組みを協議してまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございました。それでは、最後に、今のお話ちょっと整理をさせていただきつつ、提言を一つだけさせていただきたいと思います。

今ほど、１つ目のご質問の答弁の中で、計画そのものは補助金、県とか国で頂けるような補助金や助成金の要件とは別になっているわけではないということと、指標、こちらの本文にはないけれども、別途把握し、管理をされるということと、そして進捗管理に関しましては、来年度の審議会から毎年行うもので、最後に審議会からは進捗率であるとか、達成状況の数字を並べるだけでなく、施策の成果を分かりやすく検証できるやり方をというご意見が出ているということで理解をいたしました。

そこで、まさに、例えば私が今、１点いいなと思っているところが、前回、第二次総合振興計画を管理していた指標が１４１個あったものが１６個に絞り込まれたということ、これ結構いいことかなと僕は思っています。１４１個を町民の皆様にバンと見せて、これだけのことが町の目標として掲げていますよ、これだけのデータを管理していますとお示ししても、なかなか把握し切れないと思います。これが１６本に絞り込まれたというところは、非常に私も評価していて、住民の方にとっても、この１６本、今から越前町、今後５年間、１０年間、重点的に取り組んでいくんだなと、人口増やそうとか、子育ての支援を充実させようとか、そういったところ、分かりやすい指標になっていくというのは、非常にいいことなのかなと思います。

その上で、これからご提案一つ申し上げるんですけれども、審議会で取決めされていることに私がいや、それはおかしいでしょうと言うわけではないです。別に反対したいわけではなくて、提案ですので、ぜひご一考いただければ幸いなんですけれども、この目標指標というものが１６、総合振興の総合分野のところで１６本に絞られたということだったんですけれども、これもまだやっぱり国から言われたからつくりましたというニュアンスにどうしても聞こえてしまいます、私は。

なので、本町としまして、ぜひこの越前町、これを盛り上げていきたいんだ、これを改善していきたいんだという、重要な目標を１０本以下、もう１本でもいいです。１本に絞ったものでもいいので、ぜひお示ししていただいたほうが、結局のところ住民の方には、なるほど、これを越前町は力を入れたいんだなということが非常に示されて分かりやすいんじゃないかなと私は考えます。

実務として、いろんな例えば、先ほどの水道の更新率であるとか、原子力の核燃料税が拡充されたことによって、こういったことに使われますよというデータの蓄積というものは非常に重要かと思うんですけれども、やはりこれが越前町の重要項目なんだというものを分かりやすく住民の方にお示ししていただきたいなというのが提案でございます。

もうちょっと平易化しますと、この施策によって、補助金によって、何でもいいです。何でもいいんですけれども、町民の暮らしの何がどう変わったのか、この問いこそが多分住民の方にとっては重要な意識なのかなと思っております。ですので、変わったのか、変わらなかったのか、これが後から確かめられるということが非常に我々としても重要で、我々がチェックすべき項目だと私は考えておりますので、これをぜひ出していきたいなと思いますし、この２つを満たす数字であれば、もう１０本もあれば十分どころか、１本でも２本でもいいんです。町の向かう先というものが十分に私どもにも伝わってまいりますので、ぜひぜひそういったところをお示ししていただけれたらなと思います。

こちら、念のため申し添えるんですけれども、指標が目標に届かないことが駄目なんではないです。目標を掲げることが重要なのであって、担当課の責任があるとか、そういうことを問い詰めたいわけでもないですし、届かなかった、目標に達成できなかった。うまくいかなかったということであれば、それはそれでいいので、なぜうまくいかなかったのか、どうやったらうまくいくのか、改善できるのかという失敗を改善につなげるようなやり方を試んでいただきたいなと思います。もしご答弁あればお願いいたします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

総合振興計画を推進するに当たり、実務を管理する上では、細かな目標、指標は重要であると同時に、議員ご提案のとおり、町民の皆様に対して町が何を重点的に進め、その結果としてどのような成果が表れているのかを分かりやすくお示しすることも重要であると考えております。一方で、総合振興計画は、幅広い行政分野を対象としていることから、特定の分野に偏ることなく、全体のバランスにも配慮する必要があります。現在、第三次総合振興計画の進捗管理の指標については、今年度の審議会でも見直しをご意見がありましたので、今後、検討を進めていくところであり、指標の数や選定方法を含め、より分かりやすく実効性のある進捗管理の仕組みについて検討してまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございます。ぜひ審議会のほうにご提言いただけましたら大変ありがたいなと思います。こちら、今ほどやっぱり総合振興計画そのものは広く設定することは、もう私としても何か申し上げることはないんですけれども、改めて、繰り返しになりますが、少ない、本当に１本でも２本でも３本でもいいので、本町はこれを目指していきますよということをぜひ出していただけると大変ありがたいかなと思います。

ちょっと１点だけ申し上げて、この質問を閉じさせていただきます。

第二次計画で１４１本の指標をちょっといろいろエクセルデータで頂いたものを１個、１個拝見させていただきましたところ、５年間を通じておおむねですけれども、３割程度の達成率だったみたいです、どうやら見てみますと。ひとつ様々な分野に広く全部やりますよというのは、これは経営とかでも同じことが言われることですけれども、様々な分野で何でもやります。とにかくいろんなことを前に進めますという宣言というのは、あらゆることを何もしませんということとほぼイコールになってしまうことが往々にしてあります。これは多分、大企業であってもそうですし、ほかの大きな自治体であっても同じで、これに注力をするん

だというふうに絞ってしまったほうがうまくいく場合もあるというところだけ、ちょっとお示しをしておきます。

これが別にいい悪いという判断はあくまで皆様、執行部側の判断ですので、私がどうこう言うことではないんですけれども、一度やっぱり検討だけはしていただきたいかなと思います。なので、総合振興計画が広く網羅されていること自体が悪いというよりも、目標で進捗管理を、今年はこれを進捗管理しますというものに関しては、偏ってもいいんじゃないかなという提言です。そこが偏っていたとしても本計画が偏っていなければ、それは別に問題がないのかなと思いますので、ぜひぜひ検討を、繰り返しますが、検討をしていただけたらと思います。その検討の行方、それが結果どうだったかというところは、また本件、私のほうも責任を持ってチェックをさせていただきますし、また機会があれば、またこうやって一般質問の檀上に上げさせていただくこともあるかもしれませんが、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、この総合振興計画の進捗管理に関する質問を終わらせていただきます。

続きまして、今年７月に開設されました本町公式インスタグラムについてお伺いをしたいと思います。

こちら、ちょっと数字の部分も少し確認をさせていただきつつ、ご質問をさせていただきたいと思います。これ先ほどの総合振興計画の話と実はほぼ同じことを聞くんですけれども、このＳＮＳ、インスタグラムをどんどん盛り上げていこう、これ非常にすばらしいことだと思います。これに関して、ＳＮＳが盛り上がることによって、住民の何がどう変わっていくのかという、ここが非常に重要なのかなと思いますので、この１点を幾つかに分けてご質問させていただきたいと思います。

まず、１つ目、この公式インスタグラムアカウントの目的は何なのかというところをお尋ねいたしたいと思います。

例えば本町、観光連盟、観光ＤＭＯのアカウントが７，０００フォロワーオーバーのものがあったりとか、定住促進のことであれば、ココクルーさんとかがインスタグラム開設しておられますし、ほかにも、例えば、本町、別に行政の皆様が主導してるわけではないと思いますけれども、数万フォロワーとかというフォロワー数を誇る、いわゆるインフルエンサーという、非常に発信力の高いユーザーさんというのが、本町の居住しておられる方で何人かおられます。それとはまた分けて、本町がインスタグラムアカウントを町公式でボンと打ち立てたという、この取組によって、じゃ、何が変わるのか。越前町、そして住民の皆様の何がどのように変わってくるのかというところを何を目指しているのかというところをぜひお聞かせいただけたらなと思っております。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

町公式インスタグラムは、本年７月１７日に開設いたしました。本アカウントは、写真や動画を通して、町のイベントや暮らしの情報、自然、文化、産業などを発信し、町民を含め越前町に関わる人々や町外の方に本町への興味や共感を持っていただき、越前町を知っていただく入り口とすることを目的としています。これまで町では、広報紙やホームページ、公式ＬＩＮＥ、防災行政無線などを活用して情報を発信してまいりました。これらに加え、インスタグラムでは、写真や動画を活用し、町の日常や地域の雰囲気、そこで暮らす人々や活動の様子などを親

しみやすく伝えてまいります。この取組により、これまで町の情報に触れる機会が少なかった方にも越前町を知っていただき、町民の皆様には町への関心や愛着を一層深めていただくとともに、町外の方には越前町に興味を持っていただくことを目指しております。

また、投稿をきっかけとして町に関する他の媒体としての連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございます。今ちょっと私も漏れていましたが、確かに本町は広報紙であるとか、ホームページ、公式ＬＩＮＥ等もありますので、ぜひぜひ連携は深めていただきたいと思います。

あとごめんなさい、１点ちょっと今回の質問に関連するのか関連しないのかなんですけれども、こちら皆様、配布をさせていただいているものがございます。こちら私の一般質問に関わる紙なんですけれども、これこの議席であるとか、理事者の皆様だけではなく、傍聴席の皆様にもお配りしているものでございます。これをちょっと配布するに当たりまして、いろいろとちょっと法令の確認ですとか、制度の確認ですとかご協力いただきました。事務局の皆様ですとか、これを承認していただきました議長以下、ほかの議員の皆様にもお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回、このインスタグラムに関わることのみちょっと抽出して何が聞きたいのかというところをちょっとまとめさせていただいています。ぜひご覧いただきながらお聞きいただければ、大変ありがたいところでございます。

今、答弁いただいた内容に関しまして、２つ目、ちょっと入るんですけれども、フォロワー数、例えば、うまくいきましたインスタグラムの活用、運用が非常に成功しましたというところの基準に至るまでの、何でしょうね、中間的な指標、途中経過といいますか、そういったところがどうなっているのかというところをお聞きしたいんですけれども、開設から間もないという言い方をするとどうなのか分からないんですけれども、７月に開設されてから今９月３日、今日の朝見たところ５０５名までフォロワー数増えておりました。なかなかいいペースかなと思っているんですけれども、こちら今後に向けてどのような目安を持っておられるのかというところを聞きたいんですが、こちらの見るべき数字のはしごというところに書いてございます。フォロワー数というのは、あくまでどのぐらいの人に届いているのかという指標なんですけれども、こちらがまずどのぐらいの方に届いてほしいと思っているのか、数字的な目標をこちらをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

町公式インスタグラムについては、町の計画や予算事業における正式なＫＰＩではありませんが、アカウント運用上の当面の目安として開設後おおむね半年程度でフォロワー１，０００人を目標としております。

この目標は、開設後の進捗を確認し、職員が共通の目安を持って企画や投稿内容の改善に取り組むために設定したものでございます。また、現在のインスタグラムの利用条件等を踏まえ、一定のフォロワー数を確保し、将来的にはライブ配信も活用して町のイベントや地域の様子などをより臨場感を持って発信することも

見据えております。

本アカウントは、本年７月１７日に開設し、９月３日時点のフォロワー数は、議員ご指摘のとおり５０５人でございます。今後もフォロワー数に加え、投稿ごとの閲覧数や反応などを確認しながら、町民をはじめとする利用者の関心に沿った内容や越前町らしさが伝わる企画の充実に取り組んでまいります。開設から間もなく投稿件数や蓄積データも少ないことから、現時点では、目的の達成度を直接図る特定の成果指標は設定しておりませんが、当面はフォロワー数や閲覧数などの基礎的なデータを確認しながら運用し、今後の運用状況を踏まえ、必要に応じて評価方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　寺坂大地君。

○３番（寺坂大地君）　ありがとうございます。３つ目、実は質問をご用意していたんですが、ちょっと取り下げさせていただきたいと思います。ごめんなさい。

こちらの配布したもので言うと、③として、やめ方のところを記載させていただいたんですが、これちょっと聞いてしまうと、もうやめる前提みたいな質問になってしまうかなと思って、ちょっと上からではないですけれども、あまりにもちょっとせっかく始めた新しい施策ですのに、これを聞いてしまうのも少し盛り下げてしまう、水をかけてしまうかなと思いましたので、ちょっと違う聞き方をさせていただきます。ちょっと急なので、答弁は結構です。

提言という形にはなるんですけれども、こちら今ほど答弁いただいた中に、今回の目的、町のイベント、暮らしの情報、自然、文化、産業などを発信していくということで、幅広くいろんなことを発信していくというような答弁でした。これも先ほどの総合振興計画と全く同じなんですけれども、ぜひこれを発信したいんだというものに絞り込んでもいいんじゃないかなと私は思いました。それこそ先ほど総合振興計画の中から本町が今年、令和８年度に、あるいは来年度、９年度にココにものすごくしっかりと注力していきますよというものを指標を１個決めて、それをドンドコドンドコ町主体となって発信をしていくというやり方でもすごくいいのかなと私は思いました。ただ、これ提案なので、どうするかはあくまでやっぱり理事者の皆様にお決めいただくしかないんですけれども、やっぱり何かいろいろなことを発信しますというのは、ちょっとばらけてしまうというリスクもどうしてもあるのかなと私も思っておりまして、やっぱり１つに絞る、２つに絞る、３つに絞るというような、絞り込むというのが非常に重要な視点でもあるのかなということを一つ提言をさせていただきます。

また１点、今回やめる話を本当はしたくなかったので、したくなかったといったらあれなんですけれども、何を言いたかったかというと、例えば、ぜひうまくいってほしいんですけれども、もしこのインスタグラムがうまく何かフォロワー数が増えないなとか、多分これ１，０００人って全然達成できると思います。ただ、これが１，０００人達成した結果、ふるさと納税が増えましたよとか、本町への観光客の方が増えましたよとか、移住定住の申込みが増えました。実際に移住定住される方が増えましたとか、越前町ってこんな子育てしやすい町なんだ、じゃ、ちょっと子どもも二人、三人と産んでも大丈夫そうかなというふうに人口が増えました。何か町民の方の行動の変化、利益につながるようなものがあったのであればいいんですけれども、じゃ、こんな言い方はしたくないですが、何もなかった、ただ発信をして終わってしまったということが起こり得ると思います。起こり得てしまった際に、一番損をする方は誰かというとやっぱり住民の方で、この

インスタグラムの運用に当たりましては、多分撮影から編集、発信、そして次どんな発信をしていくかという計画まで何人かの行政職員の方の工賃といいますか、手間がかかっているはずです。もしかしたらその時間、町長ご自身も含めて、そのお時間というものを先ほどの水道の話であるとか、道路の話、あるいはほかの施策、こんな補助金を使ったらいいんじゃないか、こんな施策をしていったらいいんじゃないかという議論、計画に充てられたかもしれないのに、このインスタグラムをやり続けるというのは、もしかしたら物すごく損失かもしれないということだけ、ぜひぜひ頭に置いていただきたいなとは思います。

ただ、再三申し上げますが、このインスタグラムの運用に当たりましては、私としても非常に賛成です。発信をしていただきつつ、ぜひぜひ本町が盛り上がっていただくようにしていただきたいと思います。また、先ほど正式なＫＰＩではないというところでフォロワー１，０００人を目指しておられるということでしたが、あくまでこれは想像というか、妄想の域になるかもしれないですけれども、シミュレーションとして、もしフォロワー数が１万人になったらどうだろうか、５万人になったらどうなるだろうかということをシミュレーションすることは可能だと思うんです。その際に、例えば、本町ホームページに陶芸にひもづけられるバナーがついているのかとか、就職情報みたいなのがまとめられているのかとか、そういったところも含めて、動線も含めて、今後ぜひぜひ検討していただきたいですし、そういったもしもの話というのは、どんどんすべきかなと思いますので、今後もまた注目はしていきますけれども、ちょうど１月ぐらいですか、半年後というと、１月ぐらいにフォロワー１，０００人達成していると思いますけれども、ぜひ今後も注視をさせていただきたいと思います。注目をさせていただきたいと思います。

繰り返しにはなりますが、町民の皆様の何がどう変わるのかという視点は非常に重要かと思いますので、そちらのほう、ぜひご念頭にいただきたいというところで私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤野菊信君）　これで、寺坂大地君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後１時１０分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩　　午後　０時１１分

再開　　午後　１時０９分

○議長（藤野菊信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、１番、中野斗夢君。

１番（中野斗夢君）登壇

○１番（中野斗夢君）　議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。

私が今回行う一般質問は１点、専門知識を有する職員の育成及びスキルアップの機会の充実についてと題して質問を進めさせていただきます。

まず、職員研修の現状について伺います。

自治体職員を対象とした行政サービスの向上や職員の資質向上、それらを目的とする研修会や講習会、展示会等が数多く開催をされている。そこで伺います。越前町は、現在どのような研修や講習会、展示会に参加しているのでしょうか。総務理事、お願いいたします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

それでは、中野議員のご質問にお答えします。

職員の研修は、大きく２つに分けることができます。１つは、人材育成や能力開発を目的に、県の自治研修所や市町村共済組合などが実施する階層別研修やパワーアップ研修です。具体的には、新規採用職員研修、階層別研修、管理職研修をはじめ、各種専門研修などへ参加しております。

もう一つは、国や県の新規事業や業務の理解を深めるため、国、県、関係機関等が実施する実務研修です。税務研修、福祉関係研修、防災研修、ＤＸ・情報セキュリティ研修などが該当します。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君）　令和７年度の主な研修実績について伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えします。

初めに、人材育成や能力開発を目的とした研修の実績について申し上げます。

福井県自治研修所が実施する研修を中心に、８０名の職員が研修に参加しております。

主な内訳といたしましては、新規採用職員研修、前期・中期・後期２７名、年齢や職責に応じた階層別研修、ステップ１から４までの研修１９名、新任課長補佐級研修３名、課長級研修２名、職員のスキル向上を図るパワーアップ研修２６名、全国市町村国際文化研修所における研修３名などとなっています。

続いて、実務研修の実績を申し上げます。

総務部門では、ＡＩセミナー、公共施設の集約化・複合化に関する勉強会、震災対策技術展、ふるさと納税会議など２６の研修に２９名が参加しております。

民生部門では、障害者虐待防止研修、保育士スキルアップ研修、母子保健技術研修会、行政栄養士研修会、外出支援フォーラムなど９４の研修に１３５名が参加しております。

産業部門では、インスタグラム研修会、農村環境づくりセミナーなど７の研修に７名が参加しております。

建設部門では、道路メンテナンス研修、関係人口創出拡大に係る研修会など９の研修に１２名が参加しております。

会計部門では、税法等研修会など２の研修に１１名が参加しております。

教育部門では、福井県公民館セミナー、指定文化財企画展示セミナーなど１１の研修に１３名が参加しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君）　次に、自主的な学びの支援について伺います。

近年では、ＡＩの発展などにより情報収集が容易になり、職員自らが専門分野や先進事例に関心を持つ機会が増えています。

一方で、行政サービスの質を向上させるためには、現地でしか得られない知見や人的ネットワーク、これらを得ることは重要であり、職員自ら学ぼうとする姿勢を後押しする環境づくりが必要であると考えます。

そして、昨今では、自分自身の携帯やパソコン、それらが自動的に判別して、広告やあるいは他社が投稿した投稿などが表示されるようになり、自分が自らアプローチしなくても、そういった情報に触れる機会ということが多くなっているように思います。そこで伺います。指定された研修以外に、職員が自主的に希望する研修会や展示会等へ参加する制度、これが現状あるのかどうか伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えします。

主に自治研修所からの案内で総務課より職員に紹介を行っているスキル向上のための研修会等は、選択可能な自主的参加制度となっています。また、本町では、職員の福利厚生の増進を図るため、職員の掛金により運営をする職員互助会を組織しております。職員が自己啓発のために自主的に研修会等に参加する場合の資格取得費や研修参加費、書籍の購入費への助成を行っております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君）　関連で、県外の開催や宿泊を伴う研修、展示会についても対象となるのか伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えします。

研修内容や業務との関連性が認められる場合には、県外で開催される研修や宿泊を伴う研修につきましても対象としております。県外研修の多くは旅費や負担金を要するため、当初予算に計上するなど、予算面を考慮しながら適切に対応しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君）　参加を希望した場合、どのような基準で参加の可否を判断をしているのか伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えいたします。

主に業務との関連性、研修効果、所属業務への活用可能性、参加経費、所属の業務状況などを総合的に勘案し、受講の可否を判断しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。

○１番（中野斗夢君）　次に、参加した研修等で得られた研修成果の活用について伺います。

限られた予算の中で職員研修を実施する以上、研修成果を組織全体へ還元することは重要であり、またマストなことだと思いますけれども、そこで伺います。研修終了後に報告書の提出や庁内での情報共有などを行う仕組みはあるのか伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
研修受講後には、復命書や報告書の提出を求めております。また、研修内容によっては、所属内での情報共有や関係部署との情報交換を行い、学んだ内容を業務に生かすように努めています。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　次の質問は、研修で得られた知見や知識を業務に反映させると。なかなかこれを直接的に結びつけることは非常に難しいかもしれませんけれども、その研修で得られた知識や技術を行政運営へ反映した事例があれば、教えていただきたいと思います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
法務研修による例規事務の適正化、防災研修による災害対応体制の強化、ＤＸ関連研修による事務効率化の推進など、様々な分野で研修成果を活用しております。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　ただいまの答弁では、研修後に復命書や報告書を提出し、必要に応じて所属部署内での共有を行っていること、また法務、防災、ＤＸなどの分野で研修成果を活用しているという答弁でありました。
研修の効果を厳密に数値化したり、一つ一つ検証したりすること、これは一自治体の体制では難しいという面も十分理解しています。一方で、研修を受けたこと自体で終わらせず、そこで得た知識や気づき、これらを簡単な形でも庁内で共有したり、日々の業務に生かしたりすることは重要です。現在、復命書の提出以外に、研修で得た内容を職場内で共有したり、実際の業務に生かすために行っている工夫があれば、現場の声を伺えればと思います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
研修で得た知識や気づきなどは、個人の学びにとどまることなく、受講後に復命書または報告書を提出し、課内で回覧・共有するなどすることで、関係する職員が内容を把握できるよう努めております。
また、ＤＸの分野を例に取りますと、研修で学んだ業務効率化の手法を窓口業務や事務処理の改善につながる取組を進めているところでございます。
しかしながら、研修内容については所属部署内でとどまることも多いのが現状であり、今後は、議員ご指摘のとおり、内容に応じた職場全体での情報共有ができるように努めてまいりたいと考えております。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　次に、専門人材の育成について伺います。
人口減少や行政課題の高度化が進む中で、限られた職員の数で質の高い行政サービスを提供するためには、幅広い知識を持つゼネラリスト、これだけでなく、高い専門性を有するスペシャリスト、これの育成も重要になると考えます。そこで、町として、ゼネラリストとスペシャリスト、それぞれの育成をどのように考えて

いるのか伺います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
自治体職員には幅広い行政分野に対応する能力が求められることから、まずは、多様な業務経験を通して総合的な行政能力を備えたゼネラリストの育成が基本であると考えております。
一方で、行政課題の高度化に対応するためには、法務、財政、税務、福祉、ＤＸ、防災などの分野において専門性を有する職員の育成も重要であると認識しております。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　特定の分野に専門性を有する職員を計画的に育成する方針はあるのか伺います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
いわゆるスペシャリストの育成については、同一の所属に長期間在籍することにより、知識や経験の蓄積だけでなく、専門的な研修などを効果的に受講させることや、職員の能力を見極めつつ、適材適所の配置と計画的な人事異動を行うことも重要であると考えております。
さらに、市町において確保が困難な職種の業務支援として、県から専門性を有する職員を派遣していただいております。派遣期間はおよそ２年間で、現在は都市整備課に１名を受け入れており、職員の指導や育成にも尽力してもらっているところです。
現時点では、専門部署の設置や大規模な組織体制の改正・改編は考えていませんが、必要に応じて組織体制の見直しを図ると同時に、職員の適性に合った配置を行い、より高度な研修の受講を促すなど、職員の専門性についても高めてまいりたいと考えております。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　職員の人事異動は、おおむねどの程度の期間を目安として行っているのか伺います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
職員の人事異動につきましては、毎年１２月に、管理職を除く全職員を対象に翌年度の人事異動希望調査の提出を求め、職員の異動希望の把握に努めております。そして、各課の事業内容や翌年度の課題等を踏まえて必要人員数を想定した上で、人事異動の検討に当たっております。
在職年数につきましては、職種による異動基準といったものは設けていませんが、おおむね２年から４年を目指すとしています。
ただし、栄養士や保健師、学芸員や司書など、配属先が限られている職種については、同一の部署への在籍が長期にわたります。また、町の懸案事項への対応や各課の人員配置などにより、短期間で異動となる場合もあります。

以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　異動に際し、本人の希望や適性、これまで培ってきた専門性はどの程度考慮されているのか伺います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
人事配置に当たりましては、まずは個々の職員の異動希望とこれまでの職歴、在職年数を念頭に置き、各課の職種や年齢の構成、在職年数のバランスを考慮しながら、人員配置を検討しております。その上で、職員本人の意向、適性、経験、能力、保有資格などを総合的に勘案しています。
とりわけ専門性が求められている分野につきましては、職員の能力を見極めつつ、適材適所の配置と計画的な人事異動に努めているところです。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　研修への参加実績や資格取得、また自主的な学習などは、人事配置や人材育成にどのように活用されているのか、これを伺います。
○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
職員の研修受講歴や資格取得状況、これまでの業務経験などは、人材育成や人事配置を検討する際の参考にしております。自主的に学び続ける姿勢は、行政サービスの向上にもつながることから、今後も職員の能力開発を支援し、それぞれの能力や適性を生かした人材活用に努めてまいります。
人口減少や社会環境の変化により、自治体を取り巻く課題は、職員の人員確保、ＤＸや働き方改革の推進など多岐にわたります。そのような中にあっても、町民の皆様のニーズに応じた行政サービスを提供し続けるためには、職員の能力向上と併せて専門性の強化も不可欠であると考えております。
今後も、計画的な人材育成と研修機会の充実を図りながら、職員一人一人が意欲と誇りを持って成長できる組織づくりに取り組んでまいります。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　ただいまの答弁では、幅広い行政能力を持つジェネラリストの育成を基本として、専門性が求められる分野ではスペシャリストの育成も重要であり、必要に応じて長期的な配置も行っているというふうに理解をいたしました。
今後、職員数が限られていく中で、全ての分野に専門性の高い職員を配置することは、現実的に難しいというふうに思います。だからこそ、町として、この分野は幅広い経験を持つ職員で対応する、この分野については意識的に専門性を高めていくといった、ある程度の優先順位を持つことも重要ではないでしょうか。
現在、人事配置を行う中で、そのような分野ごとの考え方や整理をされているのか伺います。また、専門性を持った職員についても、いずれは異動することになります。その際、それまで培ってきた知識や経験が個人と共に移動してしまうのではなく、後任への引継ぎや複数の職員での共有など、組織として残していくことが重要だと考えます。専門性が必要な部署において、人事異動によって知識や経験が途切れないために、現在どのような工夫がなされているのか伺います。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。
○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。
お答えします。
業務の中で専門性を有する代表的な分野として、土木、農林水産、上下水道が挙げられます。これらの分野は、全県下においても専門職の人材が不足しているような状況と聞いております。本町におきましても同様で、これらの業務に精通している、または相応の経験年数を有する職員の配置については、考慮しているところです。
また、そのような経験豊富な職員が配属されている部署におきましては、同僚職員に対して、これまでの経験、知識等の継承できるような業務体制に努めております。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　中野斗夢君。
○１番（中野斗夢君）　ただいまご答弁をいただきましたけれども、ここで、最後に一括して私のほうから、ただいまの答弁を踏まえまして、言葉をひとつ述べさせていただきたいと思います。
本町では、職員研修や自主的な学び、それらに支援を行いながら、幅広い行政能力を持つゼネラリストの育成を基本とし、必要な分野では専門性を持った職員の育成にも取り組んでいるということで理解をいたしました。
また、人事配置についても、本人の意向や適性、経験、能力、資格、これらを考慮し、総合的に勘案し、専門性が求められる分野については、適材適所の配置や計画的な人事異動に努めているということも分かりました。
さらに、県から専門性を有する職員の派遣を受け、現在、都市整備課において職員の指導や育成につなげているという例も挙げていただきました。専門職の確保が難しくなっている中で、こうした取組は非常に有効であると思いますし、今後も続けていただきたいと思います。
その上で、今回の答弁を通して感じたことを申し上げます。
答弁では、専門性が求められる分野として、法務、財政、税務、福祉、ＤＸ、防災などが挙げられました。また、専門性を有する代表的な分野として、土木、農林水産、上下水道が挙げられました。もちろん、それぞれ求められる専門性の性格は異なると思いますので、これを矛盾だと申し上げるつもりはありません。むしろ、現在の行政においては、専門的な知識や経験を必要とする分野そのものが広がっているんだというふうに思います。
その一方で、人事異動については、おおむね２年から４年を目安として行っているとの答弁がありました。幅広い行政経験を積むためには、一定期間での複数の部署を経験することは大切です。しかしながら、専門性という視点で考えれば、担当業務を理解し、外部機関との関係をつくる。そして、庁内の人員あるいは人材との関係をつくる。これらようやく経験が蓄積されてきた段階で異動となることも考えられます。だからこそ、単に在籍年数を長くするか短くするという議論ではなく、実務として知識や経験をどのように組織に蓄積していくか、これが重要だと思います。
例えば、専門性の高い部署については、通常のいわゆる事務引継書、事務引継マニュアル、それだけでなくて、重要な事業の途中経過、関係法令や制度改正での見るべきポイント、国や県、関係団体の担当者との調整の経過、過去にどのような判断をしたのか。これら一般質問もそうですね。過去に議員に対してどのよう

な答弁をしたのか。そして、今後想定される課題、それは何なのか。こうした内容まで整理した、言わば業務の履歴を残しておくことも重要だと思います。

これらは、展示会等を通して有効なツールが見つかるのではないかと。全てを人的資源で補うのではなく、ＡＩやＤＸを活用した方法もたくさん考えられるのではないかというふうに思います。

また、１つの重要業務を１人の職員しか分からない状態にするのではなく、主担当と副担当を置くなど、複数の職員が一定程度業務を理解している体制をつくる、これも重要なことではないかというふうに思います。広く浅くでもいいと思います。こうした知識継承という意味では、有効ではないかというふうに思います。

さらに、今回県から専門職員を約２年間受け入れ、町職員の指導や育成にも関わっていただいているということでした。せっかくの機会ですから、派遣職員が個別の案件を処理して終わるのではなく、その期間中に町職員と一緒に案件を担当する、定期的に庁内勉強会を行う、技術的な判断基準や業務手順を残すなど、派遣終了後も町に技術が残る形にしていくことが重要だというふうに思います。

研修についても同じだと思います。今回の答弁では、復命書や報告書を課内で回覧・共有している一方で、研修内容が所属部署内でとどまることも多いという現状が示されたと思います。例えば、防災やＤＸ、法務のように複数の課に関係する研修については、復命書を提出して終わりではなく、短時間でも関係職員に内容を共有する場を設ける。これは、町長が指示しなくても、その担当部署の長でもって改善できる内容かというふうに思います。

こういった仕組みを、必ずしも大きな予算を必要とするものでもないと思いますし、ぜひ改善をいただければというふうに思います。

また、人事についても、１つ参考になるのが、福島県いわき市の取組であると思います。いわき市では、いわき市人材育成基本方針を示し、どんな職員、どんな組織を目指すか、どんな能力を育てるか、具体的に何をするか、これらを体系的にまとめています。

能力の育成機関と題し、３年程度のジョブローテーションで幅広い業務を経験させ、その中で適性を見極め、高度な専門能力が必要な分野では、同じ分野や類似する分野で経験を積ませることでスペシャリストを育成する考え方を、この人材育成の方針で示しています。さらに、職員のこれまでの経験、適性、資格、あるいは免許、研修受講履歴などを人事配置に活用する仕組みも、体系的に位置づけられています。

私は、越前町が全く同じ制度を導入すべきだとは思っておりません。ただ、本町でも既に研修受講履歴や資格取得状況、これまでの業務経験を人事配置の参考としている答弁がありました。であるならば、今後は、それらをより体系的に整理し、この職員はどの分野で何年の経験があるのか、どの研修を受け、どの資格を持っているのか、今後はどのような分野で専門性を伸ばしていくのかということを、人材の育成と人事配置の中で継続的に把握していくことも検討していただきたいと思います。

これは、職員のモチベーションや勤続年数を延ばすための取組としても有効な手段かと思います。だからこそ、本町として特にどの分野の専門性を蓄積していく必要があるのかを体系的に整理をして、研修を受ける、実務を経験する、人事配置に反映する、そして、それを次の職員へ知識を引き継ぐと、この一連の流れを組織として回していくことが重要です。恐らくもう実践はしていると思うんですけれども、これを体系的に整理するということが大事ではないかというふうに思

います。

限られた職員数だからこそ、一人一人の学びや経験をその人だけのものとして終わらせない。また、県など外部の専門人材から得た知見についても、その人がいなくなれば終わりということにしない。これが大事だというふうに思いますし、人が異動しても、知識と経験はその部署、そしてこの行政に残るという仕組みづくりをしてほしいというふうに思います。

そうした実務的な仕組みを少しずつ重ねていくことが、結果として、職員の負担軽減にも、行政サービスの安定にも、つながるのではないかというふうに思います。

また、今後１２月までに開催される研修会や展示会などを調べてみますと、新時代における地方公務員の人材育成・確保、これが千葉県で行われるように聞いております。そして、ツーリズムＥＸＰＯジャパン、これも東京ビッグサイトで行われます。そして、危機管理産業展、これなんか実物を見るのに非常にいい展示会かというふうに思います。

また、防災国体、これは２０２６年、鳥取県で行われるものであります。そしてＣａｒｅＴＥＸ、これは福祉に関するものでありますけれども、これが石川県あるいは大阪で行われるやに聞いております。そのほかにも、事業推進のためのデータ活用に関する研修、あるいは地域産業の振興に関する研修、これが今私が申し上げた１２月までに行われる、少し調べただけでも出てくる展示会や研修であります。

これを、職員が参加したいと申し上げたときに、これが県外であると、先ほど申し上げたように、これはどうしても行政というのは年度内の予算で動いておりますから、宿泊とかそういったものが、宿泊費が伴う研修であれば難しいというふうに思いますけれども、ぜひとも今後は、例えば３０万なり５０万なり予算を、それも予備費なのか、あるいはそういう研修への活用費用として置いておいて、職員がこれに行きたいんだというふうにプレゼンをしていたときには、行政が滞りなく対応できるように、そして、その学びの場を妨げないようにしていただきたいですし、そして、今管理職の方に申し上げておりますけれども、町職員の方々には、これからもっともっと自分自身からアプローチしていって、自分自身の研鑽につなげていただきたいなというふうに思います。

今後、人材育成、人材配置、そして知識の継承を一体的に捉えた組織づくりを進めていただくことを私からお願いし、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤野菊信君）　これで、中野斗夢君の一般質問を終わります。

次に、８番、吉田憲行君。

８番（吉田憲行君）登壇

○８番（吉田憲行君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

令和３年３月に越前町学校教育環境に関する提言書が提出されてから、５年がたちました。その間、越前町では、再編概要に沿って小学校の再編が進められ、町内に８校あった小学校は現在５校となり、令和１１年度には４校となる予定となっております。

結果だけ見ますと、再編が進んだだけだと感じるかもしれませんが、そこに至るまでは様々な議論や調整があり、大変なご苦労があったと聞いております。児童・教職員の皆様、関わられた町職員の皆様、そして関係地域住民の皆様など、再編に携わってこられた全ての皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

私自身、これまで幾度となく、小中学校の再編を前提とした質問をしてまいりました。再編にはメリット・デメリットの両面がありますが、町として再編は子どもたちにとって必要と判断し、小学校の再編を進められると思います。そのご判断、ご尽力は間違いでなかったと私は感じております。

そして、今回は中学校の再編に関連する質問であります。当然に、私個人的には中学校の再編は小学校再編同様、必要性があると考えています。しかし、今日ここで申し上げたいのは、今すぐにでも中学校の再編を進めるべきだということではありません。今回は、町に対し、越前町の子どもたちにとって本当に望ましい教育環境とは何かを、中学校の適正規模・適正配置の観点から質問を進めてまいりたいと思っております。町のお考えを伺いながら、越前町として中学校再編の在り方がどうなのかを考察していきたいと思います。

町のお考えを伺った上で、越前町の中学校再編の必要性、子どもたちにとって何が最善なのかを感じ、今後、町に対し再編か否かを進言していきたいという思いがあります。

ここで、中学校の再編関連の質問を行う前に、まず小学校の再編について質問させてください。小学校再編は、教育環境の向上を目的として進められていると思いますが、その目的に照らして、現在どのような効果が表れているのでしょうか。現時点での検証結果についてお聞かせ願います。

○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。

それでは、ご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、本町はこれまでに、常盤小学校を朝日小学校へ、四ケ浦小学校と城崎小学校を統合し越前小学校へ、萩野小学校を織田小学校へ再編しております。いずれの再編におきましても、再編前から学校間の交流を実施するなど、円滑な移行に向けた準備を進めてまいりました。

再編後の状況につきましては、学校において児童の日頃の様子をしっかり見守るとともに、越前小学校及び織田小学校においては、全学年の保護者を対象としたアンケート調査を実施をいたしました。

アンケート結果の概要を申し上げますと、児童数が増えたことへの評価、友人関係の状況や新しい環境への適応状況につきましては、約９割の保護者の方から肯定的な回答をいただいております。

また、自由意見におきましても、「友達が増えて楽しそう」「学級に活気が生まれた」「遊びや学習の幅が広かった」などの声が寄せられております。また、教員の目が一人一人に十分行き届いているかへの不安や、新しい環境に慣れるまでに時間を要した児童への継続的な支援を求める声も寄せられております。

この結果から、小学校再編によりまして、交友関係の広がりや多様な意見に触れる機会の増加、学習活動や学校行事の充実など、一定の効果が表れているものと考えております。

一方で、きめ細かな指導体制の確保、児童の心理面への配慮、通学時の安全確保、施設面の改善などについては、引き続き取り組む必要があると考えているところでございます。

○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。

○８番（吉田憲行君）　ご答弁ありがとうございました。

保護者へのアンケートによりますと、９割の方が肯定的な回答をされたとのことで安心しました。次の機会では、児童たちの意見もお聞かせください。これから

も再編による効果が最大限発揮されるよう、引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、中学校の教育環境についての質問を始めさせていただきます。
まず、現時点において、越前町各中学校の規模の再確認であります。令和８年４月時点での各中学校の総生徒数、学年別生徒数及び学級数、そして５年後の令和１３年４月時点での予想される各中学校の総生徒数をお示し願います。
○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。
お答えをいたします。
令和８年４月１日現在の各学校の生徒数及び通常学級数は、朝日中学校が１年生７１人、２年生８５人、３年生７８人、合計２３４人で、各学年３学級の９学級。宮崎中学校は１年生２６人、２年生２９人、３年生３３人、合計８８人で、１・２年生が各１学級、３年生２学級の４学級。越前中学校は１年生１７人、２年生１３人、３年生２７人、合計５７人で、各学年１学級の３学級。織田中学校は１年生２６人、２年生３１人、３年生２３人、合計８０人で、各学年１学級の３学級で、町全体の生徒数は１年生１４０人、２年生１５８人、３年生１６１人、合計４５９人、学級数は１・２年生が各６学級、３年生７学級の１９学級となっております。
次に、令和１３年４月時点の生徒数でございますが、今後５年間、社会増減等がないものとし、令和８年４月１日現在の小学校２年生から４年生が中学生になると仮定した数値を申し上げますと、朝日中学校は１年生６５人、２年生７０人、３年生７１人の２０６人で、令和８年４月１日現在と比較しまして、２８人の減。宮崎中学校は１年生２１人、２年生２２人、３年生２４人の６７人で、２１人の減。越前中学校は１年生３０人、２年生２３人、３年生２１人の７４人で、１７人の増。織田中学校は１年生２６人、２年生２６人、３年生２５人の７７人で、３人の減となり、町全体では１年生１４２人、２年生１４１人、３年生１４１人、合計４２４人で、３５人の減となる見込みです。
○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。
○８番（吉田憲行君）　ありがとうございました。
次に、福井県内の各中学校の規模の確認であります。確認できる統計で構いませんので、福井県内の中学校で総生徒数が１００名未満の中学校を市町名含めお示し願います。また、それらの中学校で今後再編計画が具体化している中学校があったらお示しください。
○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。
お答えをいたします。
令和７年度の福井県学校基本調査によりますと、他市町における令和７年５月１日現在の公立中学校６８校のうち、総生徒数１００人未満の中学校は、福井市の大安寺、国見、棗、鷹巣、杉坂、安居及び美山中学校の７校、敦賀市の東浦中学校、越前市の武生第二中学校坂口分校及び第五中学校の２校、永平寺町の上志比中学校、池田町の池田中学校、高浜町の内浦中学校並びにおおい町の名田庄中学校で、３市４町に１４校ございます。
このうち再編計画が具体化している学校は、越前市の武生第二中学校坂口分校で、令和１０年４月に本校と一本化することとされております。また、１００人以上の中学校にはなりますが、勝山市では、北部、中部及び南部の３中学校を１校に統合する計画が進められております。

以上です。
○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。
○８番（吉田憲行君）　ありがとうございました。
福井県内の公立中学校、越前町の中学校も入れて７２校、そのうち１００人未満の生徒数の中学校は福井市が７校、敦賀市が１校、武生市が２校、越前町が１校、池田町が１校、高浜町が１校、おおい町が１校、そして越前町は３校という状態、あくまでも規模のことを申しているんですけれども、というふうな回答と理解しております。
国の学校規模についての考え方は、学校教育法第４１条によると、小学校、中学校の学級は１２学級以上１８学級以下を標準とする。中学校においては、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担当者による学習指導を行ったりするためには、少なくとも９学級以上を確保することが望ましいとされております。少子化の現代において、この標準は小さい自治体の学区にとっては大変厳しいものがあります。
また、中学校の学級数で教科担当による学習指導を行うには、少なくとも９学級必要とありますが、越前町においては９学級以上は朝日中学校だけであります。
ここで質問です。当然に国の標準は分かりますが、町は学校教育環境の適正化に係る基本方針で教育環境について示されていますが、いま一度、越前町が考える学校教育環境から見て、適正規模は何学級で、１学級何人と考えているのか、お示し願います。
○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。
それでは、お答えをいたします。
議員ご指摘のとおり、学校教育基本法施行規則第４１条には、地域の実態その他により特別の事情がある場合を除き、小学校の学級数は１２学級以上１８学級以下を標準とすることが規定されており、また同施行規則第７９条には、第４１条の規定を中学校に準用することと規定されております。
このほか、文部科学省の手引では、中学校において免許外指導を解消し、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、少なくとも９学級以上確保することが望ましいとの考え方が示されております。
本町では、令和３年３月の越前町の学校教育環境に関する提言書において、小中学校ともに全学年でクラス替えが可能となる１学年２学級以上が望ましいとされており、中学校では６学級以上が一つの目安となります。ただし、中学校における教科の専門性を有する教員の配置や免許外指導の解消、学校運営体制の充実という観点では、国が示す９学級以上がより望ましいと認識をしております。
また、１学級当たりの人数につきましては、本町独自の固定的な基準は定めておりませんが、福井県独自の少人数学級編制を踏襲し、中学校は３２人を基準に学級編制を行っているところです。
以上です。
○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。
○８番（吉田憲行君）　ここで、少し古いのですが、令和２年８月に各学校の校長先生から町が学校の現状の課題についての説明を求めた際の回答のメリット・よいところ、デメリット・課題があるところを、今ちょっと読み上げさせていただきます。
例えば、児童生徒の立場で学習面では、小規模でよいところは、自分の思いや考えを表現する機会が多い。また、デメリット・課題があるところは、集団の中で

多様な考え方に触れたり、学びがあったりする機会が少ない。集団での学習活動に必要な人数を満たせないことがある。

次に、生活面ですけれども、メリット・よいところは、児童生徒の活躍できる機会が多い。学年を超えた交流が生まれやすい。デメリット・課題があるところは、クラス替えのない学年では人間関係が固定化しがちであり、関係悪化の場合、逃げ場がなくなる。集団の中で切磋琢磨する機会が少ない。

また、教員の立場では、小規模のよいところは、一人一人に目が届きやすい。デメリット・課題があるところは、同学年同教科担当がいないため、相談したり教科の研究を深めにくい。

また、生徒指導に関しては、よいところは、児童生徒の情報を全教職員が共有しやすい。デメリットは、人間関係が固定化・序列化され、問題が生じた場合に解決、解消が困難。

また、研修・校務面は、良いところは、いろいろな校務を経験することができる。課題があるところは、１人に複数の校務分掌が集中し、出張の回数、事務処理の量が増え、負担が大きい。

このような回答が令和２年に寄せられたみたいで、ちょっと読み上げさせていただきました。

現場の校長先生の意見は、やはり教育環境においては、ある程度の規模の大小でのメリット・デメリットに関する意見が多いと感じます。令和８年２月に開催された越前町総合教育会議の中で、越前町総合振興計画の指標を図る上での学校教育環境の充実の項目では、会議録は次のように記されていました。

少子高齢化、生成ＡＩ等のデジタル技術の発展、混迷するグローバル情勢など複雑で変化の激しい時代において、一人一人が自ら可能性を最大限に発揮し、よりよい社会のつくり手となる人材を育成するために、次のことを推進します。

１、確かな学力と探究力、豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進。２、学校種を超えた教育の連携を推進し、子どもの学びと育ちを一貫して支える教育の充実を図る。３、子どもの一人一人の個性が尊重され、全ての子どもたちが豊かな可能性を開花することのできる教育を推進。４、新しい時代の教育に向けて、よりよい学校教育環境・運営体制の構築を図る。

と、以上が学校教育関係についての説明文でありましたが、最後の４の項目、新しい時代の教育に向けて、よりよい学校教育環境・運営体制の構築を図るというところが今回の適正規模・適正配置に関わる記事だと私は思います。

ここで質問いたします。この越前町総合教育会議の中で、今ほどの項目４について、どのような討論がなされたのでしょうか。学校教育環境の充実を考える上で、会議の中で学校の適正規模・適正配置についての会議での重要度合いはどうだったのでしょうか。ご答弁よろしくお願いします。

○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。

お答えをいたします。

令和８年２月２日に開催しました越前町総合教育会議では、令和８年度以降の本町の教育行政の根本的な方針となる教育の振興に関する大綱を主な議題として協議をいたしました。

協議の中では、学校の適正規模・適正配置についてのご意見をいただくことはございませんでした。しかしながら、大綱が目指す「自らの可能性を最大限に発揮し、他者と共に幸せな未来を切り拓く子どもの育成」に向け、主体的・対話的で

深い学びや子ども一人一人への支援を充実するには、学校の規模に限らず、教職員体制や通学環境等を適正に整える必要があると認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。

○８番（吉田憲行君）　冒頭でも申したとおり、小規模校にはメリットもデメリットもあります。校長先生のご回答でも確認できます。必ずしも小規模校だから駄目ということではありません。

しかし、適正規模の観点から、学校教育環境、子どもたちの教育環境を考える必要性は重要度が高いと思います。この教育会議でも、最後に委員から、越前町も小中学校の統廃合ということで行っているが、小中学校の状況について教えてほしいという意見が出ました。が、そのとき町側の回答は、「現在進行中でして、先日３地区で懇談会を実施しまして、答申の説明をしまして、その説明会を踏まえた協議を越前町の町内で実施しました、統合していくかを決める段階です。この段階で示すことは難しいです。ですので、この大綱とかに踏み込んでいないというのが現状です」とのことでした。

確かに、小中学校再編計画概要では、中学校の再編フェーズは令和８年度から１２年度となっており、再編ありきの概要です。統合していくかを決める段階と話されているようでは、大変不安を感じます。方向性を早急に示すべきです。

３地区での再編に関する説明会でも、再編するかしないかとの質疑応答で、再編ありきで来られた保護者の方は消化不良を起こしているようでした。

ここで、そのときに出席した保護者からの質問、町の回答を一部述べさせていただきます。宮崎地区での参加者の質問です。

中学校再編ありきで説明しているのではないかという質問が出たときに、町側は、一方的にこちらの考えを押しつけているつもりは決してないが、実際にそういうふうに感じておられるのは事実であり、申し訳なく思う。結論を申し上げる場でなく、現状の中学校についての地域の皆様と共有し、その上でどのような選択肢や考えが生まれるかをお聞きしたいと考えていると町側は答えました。

また、参加者は、これは返答はなかった、求めていなかったんですけれども、大人の身勝手ではなく、子どもたちの意見を聞きながら再編を進めてほしいという参加者の意見もありました。また、この提言書を受けて、再編を誰がどのように、いつまでに決定されるのか、もう少し説明してほしいと参加者の方が質問され、そのときの町側の回答は、この提言書は教育委員会が作成したものではなく、有識者や地域の方々が関わって作成されたものである。今後は、この３地区での懇談会でいただいた意見を取りまとめた後、教育委員会が基本方針を提示し、再度説明を行う。基本方針には場所やスケジュールが含まれ、地域の意見を反映させながら、子どもたちのための最善・最適な方法を選定する作業になると答えておりました。

また、参加者が、出てくる意見によっては２校だけ再編して１校残るという可能性もあるのかと質問され、そのときに町側は、あくまでも可能性の話だがあり得ない話ではないと否定はしませんでした。また、スケジュールを今ここで決めておいてもらわないと、自分たちは何のためにここに来たか分からないという参加者の質問で、町側は、別地区での懇談会も控えるため、今ここで言うのは難しい、次回はスケジュールを出す、出させるようにしたいと答えておりました。

また、越前地区の参加者の質問では、地理的な面において織田中学校を利用する

のが最適。子どもやその保護者の意見を最優先に進めるべきである。自分の経験からしても、３クラス程度で毎年クラス替えをするのが理想だと思う。一日も早く再編すべきだと思うと質問されて、区長側の回答は、今後の参考にさせていただくということでした。

このように、ちょっと再編ありきの質問ではなくて、例えば織田地区では、町としては何年後の再編をイメージしているのかと質問したら、まだ再編するかしないかという段階であるためお答えはできないと答えておりましたが、片や、もう一つ参加者が、仮に再編となった生徒数が増えた場合、教員はどのように配置されるのかという質問に対して、町側は、学校の教員数は学級数に応じて決定している。この再編を検討しなきゃいけない理由の一つに中学生の学びがある。中学生はより専門的な学習をしていくため、専門性の高い教員を配置しなければならない。そういったことを踏まえて再編をするに至った。ここで再編するに至ったとあったんですけれども、最初の頃は、まだ再編するかしないかという段階であるためお答えできないと、ちょっとちぐはぐな説明会であったのかなと今になったら思います。

ここで、最後の質問であります。

最初に申したとおり、今すぐにでも再編すべきとは求めません。地域住民の方々の意見を軽んじることも本意ではありません。小規模が駄目、適正規模標準でなくてはならないではないけれども、国や町が定めた適正規模から学校を、公教育を論じることは、子どもたちにとって有意義、必要不可欠であると思うのですが、再編是か非でなく、長期的観点から、教育長が答弁できる範囲で構いませんので、適正規模・適正配置についてお考えをお示し願います。

○議長（藤野菊信君）　教育長。

○教育長（大川伸介君）　教育長、大川。

それでは、学校の適正規模・適正配置について、教育的な観点から私の考えを申し上げます。

学校は、子どもたちが教科の知識や技能を身につけるだけの場ではございません。様々な考え方や価値観を持つ仲間と出会い、互いに認め合い、協力し、時には意見を交わしながら、自分の考えを広げ、社会性や協調性を育む場でもあります。

特に中学校の３年間は、心身ともに大きく成長し、自我が形成され、将来の生き方を考え始める大切な時期です。この時期に、多様な人間関係の中で学び、一定の集団の中で切磋琢磨する経験を保障することは、教育上大きな意義があると考えております。

その観点から、全学年でクラス替えが可能となる学校規模は、望ましい教育環境を考える上で重要な目安の一つです。クラス替えは、単に学級の構成を変えることではなく、新たな友人関係を築く機会を生み、人間関係が固定化することを防ぎ、多様な考えや価値観に触れることにつながります。

また、中学校は教科担任制が基本であり、生徒が各教科について専門性を有する教員から指導を受けられる体制を整えること、学校行事や部活動について多様な選択肢を確保すること、教員同士が相談し、組織的に生徒を支援できることも重要でございます。

町の教育方針では、よりよい未来のつくり手となる子どもたちの生きる力を育み、ウエルビーイングを基盤とした学校教育を挙げております。ここで言うウエルビーイングは、子どもたちだけではなく、教職員を含む学校全体が身体的、精神的、社会的によい状態にあることを目指すものでございます。

一定の学校規模や教職員体制を確保することは、子どもたちの多様な学びを保障するだけでなく、教員が互いに相談し、協力し、専門性を高めながら、一人一人の生徒に向き合うことのできる教育環境を整える上でも、意義があると考えております。

一方、小規模校には、教員が一人一人を深く理解しやすいこと、生徒同士の関係が親密であること、一人一人に役割や活躍の機会を設けやすいこと、学校と地域との結びつきが強いことなど、大切にすべきよさがございます。したがいまして、学校規模が小さいことだけを理由に、その学校の教育を否定的に評価すべきでないと考えております。

適正規模を考える目的は、学校を減らすこと自体ではなく、将来にわたり子どもたちにどのような学びと成長の機会を保障するかという点にあります。学校再編はそのための選択肢の一つであり、目的そのものではございません。

適正配置につきましても、通学時間や安全性、生徒の心身への負担、学校施設の安全性、地域の歴史や文化、防災拠点としての役割、地域コミュニティとの関係などを総合的に検討する必要がございます。

こうした中で、令和６年１２月には、中学校再編検討委員会から、宮崎、越前及び織田中学校を１校に再編し、その位置は３地区の中央に当たる織田地区が望ましいとの提言をいただきました。この提言は、学識経験者、地域住民、保護者及び学校関係者の皆様が子どもたちの教育環境を第一に考えて議論されたものであり、その内容を重く受け止めております。

その後開催しました地区懇談会では、早期再編を求めるご意見がある一方で、再編の時期、通学手段、施設整備、財政負担、地域の特色及び跡地活用などについて、より具体的な説明を求めるご意見もいただきました。また、子どもたち自身の意見を聞くべきであるとの貴重なご提案もいただきました。

私といたしましては、再編に向けた検討状況や今後の方向性について丁寧に説明し、保護者や地域の皆様の意見を伺うことと、必要な検討を着実に進めていくことが重要であると考えております。教育の主役は子どもたちであるという原点に立ち、教育的な必要性を中心に、通学、施設、財政及び地域性を具体的に整理し、子どもたちにとって最善の教育環境は何かを第一に考え、検討を重ねた上で、方向性を示してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　吉田憲行君。

○８番（吉田憲行君）　教育長、丁寧なご意見ありがとうございました。

学校再編を語るときに、メリット・デメリット、良い・悪いを論じていても、それぞれ立場等が変わるとその温度差が生じます。確かに多くの方々の意見を聞くことは必要であり、大事ですが、本来誰のための施策であるかが重要です。今ほど申したとおり、主役は子どもたちであります。子どもたちに、我々大人がよりよい教育環境を与えることが必要なのです。

今回、教育長から適正規模の観点からですが、貴い教育論を伺いました。文部科学省が令和８年に適正規模・適正配置の手引を改定し、統合する場合だけでなく学校を存続させる場合も含めて、市町村が計画を策定し、検討を加速することが重要だとしております。

学校の再編においては、時期が変われば、全く対象の子どもたちも変わります。再編するのか、しないのかを明確にすることは必要です。丁寧な説明しかりですが、スピード感もしかりです。今、私が求めるのは、どのように再編するのか、

いつ再編するのか、それとも再編しないのか、再編しない場合はどのように中学校を運営するのかという明確な判断です。今回、適正規模の側面から学校教育環境を語ってきましたが、ここにいらっしゃる皆さんはどう感じられるでしょうか。

ここで、最後に、令和３年３月の越前町学校教育に関する提言書の最後にあるコメント文を読まさせていただきます。

少子化に伴って学校が小規模化する中、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の向上を図り、予測困難な時代を生きる子どもたちが、将来夢や希望を実現し、社会や地域の担い手として活躍する力を育むことができる教育環境を実現することが、小中学校の適正規模・適正配置の目的であり、社会にとって重要な責務です。

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要です。

そうした教育を十全に行うためには、一定規模の集団が確保されることが望ましいものと考えます。学校が子どもたちの教育のための施設であるだけでなく、長い歴史の中で、地域とつながりを深め、防災や地域交通の場である等、地域コミュニケーションの核となっていくことを踏まえ、丁寧に学校の在り方を考えていく必要があると記されておりました。

教育長から、再編の方向性について、子どもたち主体の教育環境を第一に考え、検討していくとの答弁をいただきました。私も、その考えは教育の素人ながら大変大切だと思っております。ぜひ、教育的な観点から、本町の子どもたちにとって何が望ましいのかをしっかりスピード感を持って検討していただき、その検討が近未来の方向性を考える上で確かなものになっていくことを期待します。

先ほどから言っているように、私は、学校再編を絶対に進めるべきと求めているのではありません。再編することにも、現在の学校を維持することにも、それぞれ教育的なメリット、課題があると思います。繰り返しになりますが、再編をする場合でも、しない場合でも、明確な方針の策定は必要です。そのためにも、再編するか、しないかの町側の早急な判断は必要と感じます。

検討の必要性は理解していますが、検討にはその先に判断があります。その判断につながる検討であってほしいと切に願っております。時代が早いサイクルで進んでいく昨今、いつまでも検討先送りではなく、具体策を明示していくことは、中学校の再編に限らず、これからの町の運営には必要と考えます。それを検証する立場として、我々議会が存在します。本当にお願いします。

そして、ここでもう一つ大事なお願いがあります。過去に一般質問で他の議員がお願いしていますが、先ほども学校は防災の場と論じていたように、地域の核でありますので、小中学校の体育館に早い時期に断熱機能を確保し、国からの補助金を活用し、エアコン設備設置計画に取り組んでください。

今、全国的には、小中学校の体育館のエアコン設置率は３１．４％となっており、３校に１校ですが、越前町は、町でも一番人口の多い町であります。越前町がイニシアティブを取って、ぜひ進めていっていただきたいと思います。この件に関しては、まだ、もしどうですかと問合せしたら、検討してまいりますという答弁なので、今回は返答は結構でございます。

大変長尺となりましたが、これで私の質問及び要望は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤野菊信君）　これで、吉田憲行君の一般質問を終わります。
ここで、暫時休憩します。
午後２時４０分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩　　午後　２時２５分

再開　　午後　２時４０分

○議長（藤野菊信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けて行います。
次に、２番、斎藤諒太君。
２番（斎藤諒太君）登壇
○２番（斎藤諒太君）　では、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきたいと思います。
今回、私からは３つのテーマに分けて、それぞれ幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず初めに、越前町における子育て支援の現状と今後の方向性についてになります。
令和７年６月定例会の一般質問にて、越前町の子育て支援について質問させていただき、１年と数か月経過しました。当時の答弁では、越前町では各世代にわたって切れ目のない支援がなされており、県内他市町と比較しても遜色なく、町民の方々にとても有意義なものになっている。具体的な拡充としては、通学支援の拡充を考えているとの答弁があり、その後、高校生に対する通学支援の拡充がなされたと思います。
しかし、町が実施する子育て支援については、十分に充実しているという声がある一方で、必要な支援が受けられていない、制度が分かりにくいという意見もまだまだ聞かれるのが現状です。子育て支援を評価する際には、行政が実施している施策だけではなく、実際に利用している子育て世代の声や、地域全体の認識をもっともっと把握することが重要だと考えます。
そこで、本町における子育て支援の現状と今後の方向性について質問させていただきたいと思います。
まず、子育て支援策の変化について伺います。
令和８年度の子育て支援策について、前年度と比較してどのような変化があったかというところで、まず、前年度と比較して拡充された施策は何か。新たに開始した事業はあるのか。縮小または廃止された事業はあるのか。それぞれの施策について、町はどのような成果を期待しているのか。
以上について伺います。
○議長（藤野菊信君）　民生理事。
○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。
それでは斎藤議員のご質問にお答えいたします。
まず、前年度と比較して拡充及び新たに開始した事業ですが、経済的負担の軽減を目的として、これまでの特定不妊治療費の一部助成に加え、新たに不妊検査、一般不妊治療を助成対象に加えました。産婦健康診査においては、産後１か月健

診の助成のみでしたが、産後２週間健診の助成を追加いたしました。

予防接種事業では、こども・妊婦インフルエンザ予防接種費用の助成対象年齢が未就学児のみであったものを中学３年生まで引き上げる、子どものおたふく風邪予防接種費用助成を新たに設けました。

次に、相談支援の強化策ですが、これまでは妊娠後期における妊婦の不安感や、産後の支援体制などについて、アンケート調査のみで把握をしてございましたが、昨年度からは全妊婦を対象に妊娠９か月以降の直接面談を実施し、把握するよう改善をいたしました。妊娠後期は、出産や育児への期待とともに、不安も高まりやすい時期であり、この面談を通じて妊婦本人や家族の状況、産後の支援体制などを確認し、必要に応じて適切な支援につなげています。

また、今年度から妊娠、出産、育児に関する悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実を図るため、毎週金曜日の午前中を助産婦による相談日としています。専門的な知識を有する助産師が相談に応じることで、妊産婦や子育て家庭の不安軽減と安心感の向上につながるものと考えています。

さらに、今年度から朝日南保育所におきまして、誰でも通園制度を実施しております。保育所などを利用していない未就園児が定期的に通園できる機会を提供することで、子どもの健やかな成長や発達を支援するとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげています。

また、必要な支援が受けられていない、制度が分かりにくいというご意見があるということにつきましては、町ホームページや広報誌、子育て支援アプリを通じて情報発信を行うとともに、各種手続で来庁された際には、窓口で制度の説明を行い、子育て支援に関する冊子をお渡ししています。

転入された方に対しましても、転入手続の際に冊子をお渡しし、利用できる制度や関連する手続について、個別に説明を行っております。今後も必要な方に分かりやすく情報が届くよう、周知の充実に努めてまいります。

次に縮小、または廃止された事業についてですが、子育て支援に係る事業で縮小、廃止された事業はございません。

本町がこれら施策に期待する成果は、妊娠を希望する段階から出産、子育てまで切れ目なく支援を行うことで、子育て世代の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を実現することが一定の成果と考えます。ひいては、子育て世帯の移住や出生率の改善までつながり、少子化対策の一助となることを期待しております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

それでは次に、子育て世代の認識について伺います。

町は多くの予算や人的資源を投入して子育て支援策を実施しています。しかし、町が十分な支援を行っていると認識していても、子育て世代が同じように評価しているとは限りません。実際には、経済的な負担が大きい、相談できる場所が少ない、制度が複雑で利用しにくい、仕事と子育ての両立が難しいなどといった声も聞かれます。

そこで子育て世代の満足度を調査したことはあるのか。町の認識と利用者の認識との間に差があるとは考えていないのか。子育て世代の意見を施策に反映する仕組みはあるのか。

以上３点について伺います。

○議長（藤野菊信君）　民生理事。
○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。
それではお答えします。
子育て世代の満足度につきましては、本町のこども計画策定に当たり、令和５年度に小学６年生までのお子様がいる家庭を対象に、子育てに関するアンケート調査を実施しております。
このアンケートでは、子育て支援施策の利用状況や子育てに関する不安、望まれる支援策などについてご意見をお伺いしており、その中で越前町が子どもを産みやすい環境だと思うのかという設問に対し、満足度が高かった項目は、妊娠、出産に対する支援で、「満足」と「やや満足」を合わせて５０．５％、保育サービスの充実が５０．４％、子どもや子育て世帯への経済的支援が３７．２％、子育てに関する情報提供や相談体制が３４．６％となっております。
次に、支援策についての町と利用者の認識の差についてですが、行政が考える支援の充実度と実際に子育てをされておられる方々の受け止め方が必ずしも一致するとは限らないものと認識をしております。
子育て世代の意見を施策に反映する仕組みにつきましては、５年ごとにありますこども計画策定時に実施するアンケート調査に加え、育児教室や乳幼児健診など、年間約６０回実施している事業の機会を活用し、保護者の皆様と直接面談を行いながら、ご意見やご要望の把握に努めております。さらに妊娠９か月以降の全ての妊婦を対象とした面談において、出産や子育てに向けた不安、支援ニーズなどについてお話をお伺いし、必要な支援につなげるとともに、子育て支援施策の参考とさせていただいております。
加えて、日頃の窓口対応におきましても、子育てに関する相談やご意見をお伺いする機会が多くあり、そうした現場の声についても事業やサービスの改善につなげるよう努めているところでございます。
今後もアンケート調査や各種面談、日常の相談対応を通じて、子育て世代の声を丁寧に把握し、より実情に即した子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。
○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。
○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。
この子育て世代の認識に関しましては、支援を受ける側の情報を集めようとする努力も必要だと思います。午前中の一般質問でもありましたが、公式インスタグラム等を利用した情報発信なども今後検討していただき、対象となる方々にしっかりと情報を届けて、認識の差があるのだとすれば、その認識の差がなくなっていくことを期待したいと思います。
次に、子育て世代以外の町民の認識について伺います。
子育て支援は、子育て世代だけの問題ではありません。子どもは地域全体で育てるという視点に立てば、高齢者を含めた全ての世代が子育て支援に関心を持つことが重要です。しかし、その一方で、子育て支援が手厚過ぎるのではないかという意見や、制度の内容が十分に理解されていないという声もあります。
そこで子育て世代以外の町民に対する意識調査は実施しているのか。子育て支援に対する町民の理解をどのように把握しているのか。世代間の認識の違いをどのように分析しているのか。
以上３点について伺います。
○議長（藤野菊信君）　民生理事。
○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。

それではお答えします。

子育て世代以外の町民の方に対する意識調査につきましては、令和６年度に第３次総合振興計画の策定に当たり、１８歳以上の町民２，９００人を無作為に抽出して、アンケート調査を実施しております。その中で、町は出産や子育てがしやすい環境にあると思うかとの設問に対し、「しやすい環境にある」が１５％、「どちらかといえばしやすい環境にある」が５８％となり、合わせて７３％の方から肯定的な評価をいただいております。

また、結婚、出産、子育て支援を進める上で、今後、町が充実すべき施策は何かについても調査を行い、満足度と重要度の分析を行っています。その結果、子育て支援や少子化対策につきましては、令和元年調査では、満足度順位が１６位でしたが、令和６年調査では５位へと上昇をしています。

このことから、町が進めてきた子育て支援施策につきまして、町民の皆様から一定のご評価をいただいているものと受け止めています。また、今後充実すべき施策としては、高校３年生相当までの医療費無償化、保育料の負担軽減などの経済的支援の充実、結婚に対する支援が上位に挙げられています。このうち、医療費無償化や保育料負担軽減につきましては、既に実現しており、町民ニーズを踏まえた取組を進めてきたところでございます。

このように町では、アンケート結果を通じて、町民の皆様の意識やニーズを把握するとともに、その変化を経年的に分析しながら施策へと反映してまいります。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

今ほどご答弁いただいたように、越前町の子育てに関わる環境においては肯定的な意見が多数というのは、非常にいいアンケート結果かと思われますが、一方で、先ほどお伝えしたように、子育て支援に関しては、子育て世代ばかり優遇されていて、自分たちには何も恩恵がないというような意見を聞くことがあります。以前、町議会に関するアンケートを実施した際にも、自由記述の項目で同様の意見があったことも確認しています。こういった意見に対して、なぜ子育て支援が重要か、子育て支援を行うその先の町のメリットというものを理解していただき、納得していただけるような成果を示していただけるようになっていただきたいと思います。

最後に、今後の子育て支援の在り方について伺います。

子育て支援は単に補助金や寄附金を増やすことだけが目的ではありません。安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、地域全体で子育てを支える仕組みを構築することが重要です。そのためには、町による施策の実施だけではなく。子育て世代や地域住民の声を丁寧に聞きながら、地域の実情に合った支援を進める必要はあります。

そこで、町は現在の子育て支援の課題をどのように認識しているのか。今後、重点的に取り組む施策は何か。

以上についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君）　町長。

○町長（髙田浩樹君）　それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

本町では安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、様々な子育て支援施策に取り組んでおります。子育て支援の課題につきましては、子育て世帯が必要とする支援は多様化しており、制度やサービスに関する情報をより分かりやすく、より届きやすくすること、利用しやすい環境を整えることが課題

であると認識しております。また、子育てに関する不安や悩みに対し、早い段階から相談につなげていくことも重要であると考えております。

今後はより一層、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育て世帯の声や相談現場などに寄せられるご意見を踏まえながら、子育て家庭の不安や負担の軽減につながる施策の充実に努めるとともに、実効性の高い施策の推進に努めてまいります。

また、引き続き地域全体で子どもの成長を支えるという視点の下、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

子育て支援は単年度で評価できるものではないと思います。重要なのは、町が実施している施策と実際に子育てをしている家庭が求めている支援との間に、どのような差があるのかを正確に把握することです。また、子育て支援を地域全体の課題として捉え、多様な世代が子どもの成長を支える環境を整備することも重要です。

町には現状を客観的に分析し、町民の声を反映した子育て支援策を推進していただき、誰もが子育て支援といったら越前町と言っていただけるような子育て支援の最先端をいく町になっていくことを期待したいと思います。

では、次のテーマになりますが、介護保険、医療保険における償還払いと受領委任払いの導入、拡充についてになります。

高齢化が進む中、介護や医療を必要とする方が安心してサービスを利用できる環境を整えることは、自治体の重要な重要な役割です。しかし、介護保険や医療保険には、利用者が一度、費用の全額を負担し、その後に給付を受ける償還払いが原則となっている制度が少なくありません。医療保険の療養費についても、施術内容によっては同様の仕組みが採用されています。

このような制度は、公平性や適正な給付といった点では一定の意義がありますが、高齢者や低所得者にとっては、一時的に多額の費用を負担しなければならないという課題があります。一方で、介護保険の住宅改修や一部の療用費については、利用者が自己負担分のみを支払い、残額を自治体や保険者が事業者へ直接支払う受領委任払いが導入されている事例もあります。経済的な理由によって必要なサービスの利用を断念することがないよう、支払い方法の在り方について検討する必要があると考えます。

そこで、介護保険と医療保険における償還払いと受領委任払いについて質問します。

まず、医療保険における受領委任制度について伺います。

医療保険では、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージの療養費について、例外的に受領委任制度が認められています。利用者は窓口で自己負担分のみを支払い、残額は施術者が保険者へ請求する仕組みです。また、医療機関での高額療養費についても受領委任払い制度を設けている自治体もあるかと思われます。これは患者の一時的な経済的負担を軽減するための制度ですが、制度そのものを知らない方も多いのが現状です。

そこで、町として受領委任制度の周知をどのように行っているのか。国民健康保険の被保険者に対する情報提供は十分であると考えているのか。

以上２点について伺います。

○議長（藤野菊信君）　民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。

それではお答えいたします。

初めに、町の国民健康保険での現状をお伝えしますと、柔道整復師の治療につきましては、ほぼ受領委任制度を利用した取扱いとなっています。一方、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術に関しましては、受領委任払いの取扱いを認められている施術所は限られており、保険診療の施術には医師の同意、または診断書が必要となっています。

次に、高額療養費につきましても、マイナ保険証を利用すれば医療機関の窓口での支払いは限度額までとなっています。また、マイナ保険証を利用しない場合でも、役場窓口で限度額認定証の交付を受けることで、同様の取扱いとしていることで、ご負担を軽減する取扱いとなっています。

制度の周知につきましては、広報やホームページへの掲載、保険証の資格確認書などの送付時に国保ガイドブックを同封するなど、情報の提供を行うとともに、ご相談に応じ窓口で説明を行っています。

国保の制度につきましては、複雑でなかなか理解しにくいことも多いかと認識しておりますので、今後もあらゆる機会を通じて、被保険者の立場に立った分かりやすい制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

それでは次に、介護保険における償還払いの現状について伺います。

介護保険制度では、住宅改修費や福祉用具購入費などについて、利用者が一旦費用を支払い、その後に保険給付を受ける仕組みが採用されています。しかし、高齢者世帯の中にはまとまった資金を準備することが困難の方も少なくありません。

そこで、償還払いを利用している件数はどの程度なのか。利用者から経済的な負担に関する相談は寄せられているのか。償還払いがサービス利用の妨げになっている認識はあるのか。経済的な理由によって、サービスの利用を断念する事例を把握しているのか。

以上、４点について伺います。

○議長（藤野菊信君）　民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。

それではお答えいたします。

まず、償還払いにつきましては、令和７年度では、住宅改修６３件、福祉用具購入９４件、合計１５７件の利用がございました。

次に、今のところ利用者からの経済的な負担に関する相談はなく、経済的な理由によってサービスの利用を断念したというご報告は受けてはおりません。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　では、最後に、受領委任払いの導入について伺います。

全国では介護保険の住宅改修費について、受領委任払いを導入する自治体が増えています。例えば、越前市では登録事業者を対象として受領委任払いを導入しており、利用者は自己負担分のみを支払うことで、住宅改修を実施できるようになっています。

そこで、越前町では受領委任払いを導入しているのか。導入していない場合、その理由は何か。今後、住宅改修費や福祉用具購入費への導入を検討する考えはあ

るのか。
以上３点についてお伺いします。
○議長（藤野菊信君）　町長。
○町長（髙田浩樹君）　それではご質問にお答えいたします。
介護保険法では償還払いを原則としていることから、現在、本町では住宅改修及び福祉用具購入における受領委任払い制度は導入しておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、高齢者の単身世帯や低所得世帯が増加する中、本町といたしましても、近隣自治体における導入状況を調査するとともに、サービス提供者及び利用者双方の意見を聴取しながら事務の方策を検討し、制度導入に向けて進めてまいる所存です。
○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。
○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。
介護保険制度や医療保険制度は、高齢者、患者の生活を支える重要な社会保障制度です。しかし、制度が存在していても経済的な負担によって利用できなければ、本来の目的も十分に果たしているとは言えません。
また、昨今の越前町内の現状でいいますと、特に宮崎、越前、織田地区においては、銀行の支店がなくなり、ＡＴＭも撤去されているというような現状で、こういった大きなお金を準備することに苦労している高齢者の方々もいらっしゃいます。
そういったことも踏まえまして、償還払いと受領委任払いの在り方を見直し、誰もが必要なサービスを利用できる環境を整備することを要望します。
最後にはなりますが、化学物質過敏症への理解促進と支援体制の構築についてというテーマでお話しさせていただきます。
化学物質過敏症は、洗剤や柔軟剤、消臭剤、殺虫剤、建材などに含まれる化学物質によって頭痛や吐き気、目まい、倦怠感などの症状が引き起こされる疾患です。しかし、その症状は外見からは分かりにくく、周囲の理解が十分に進んでいるとは言えません。
令和６年１２月定例会では、化学物質過敏症に関する請願が採択されました。請願審査では、正しい理解を広める必要がある、患者が回復に向けて一歩を踏み出せるような対策が必要であるといった意見が示されています。
そこで、化学物質過敏症に対する本町の認識と今後の支援体制について質問します。
まず、化学物質過敏症に対する町の認識について伺います。
化学物質過敏症は、日常生活に広く使用されている化学物質が原因となるため、学校、公共施設、職場など様々な場面で影響を受ける可能性があります。一方で病気に対する認知度はまだ高いとは言えず、本人の体調不良が周囲に理解されないケースも少なくありません。
町は化学物質過敏症をどのように認識しているのでしょうか。また、現在、町内において相談や問合せなどの実態を把握しているのでしょうか。
○議長（藤野菊信君）　民生理事。
○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。
それではお答えいたします。
議員ご指摘のとおり、化学物質過敏症は洗剤、柔軟剤、消臭剤、殺虫剤、建材などに広く使われている僅かな化学物質によって、頭痛や吐き気、倦怠感、皮膚症状、集中力の低下など、多岐にわたる症状が引き起こされる疾患です。また、誰

にでも発症の可能性がある一方で、外見からは症状が分かりにくいため、周囲に理解されにくい疾患であると認識をしております。

庁内における相談につきましては、過去に数件ございました。ご本人から申出があった場合には、可能な範囲で配慮をしてございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

次に、相談体制について伺います。

化学物質過敏症の方は医療だけではなく、福祉、教育、就労など複数の分野にわたる支援を必要とする場合があります。しかし、どこに相談すればよいのか分からないという声もあります。

そこで、現在の相談窓口はどこのか。関係部署間の連携体制は構築されているのか。今後、相談体制を充実させる考えはあるのか。

以上３点について伺います。

○議長（藤野菊信君）　民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君）　民生理事、臥龍岡です。

それではお答えします。現在、健康に関する一般的な相談窓口として、健康保険課が窓口となっています。健康保険課では、議員が冒頭でおっしゃられた令和６年１２月定例会での採択を受け、広報えちぜんやホームページに掲載し、町民に対し、窓口の周知や化学物質過敏症に対する理解と配慮をお願いしています。また、相談があれば保健師がいつ、どこで、どのような症状が出たかなどをお伺いし、内容に応じて関係機関や医療機関への案内を行う体制となっています。

現状では、明確な町内横断的な連携体制は構築されておりませんが、この疾患は健康、医療にとどまらず、教育、福祉、就労、住環境など、複数の分野にまたがる課題であることから、関係部署との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　次に、学校における対応について伺います。

近年、香害という言葉が広く知られるようになり、柔軟剤や香料によって体調を崩す子どもたちへの配慮が求められています。町内小学校でも同様の事例があることも耳にしております。学校は多くの児童・生徒が集団で生活する場であり、適切な対応が必要です。

そこで、教育委員会から教職員に対する研修や情報提供は行われているのか。症状のある児童・生徒に対し、学校現場ではどのような配慮が可能なのか。

以上、２点についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（原　雅哉君）　教育委員会事務局長、原です。

それではお答えをいたします。

教育委員会では令和７年５月２３日付、県からの通知において示されました配慮を必要とする児童・生徒の把握に努めること、各学校の実情に応じて対応すること及び公害や化学物質過敏症への理解を深めることについて、各学校に周知し、現場での対応に生かしております。各学校では毎年４月に実施します健康状況調査や保護者からの申出等により、児童・生徒の状況を把握し、教職員間での共有を図っております。

これまでの学校現場での対応といたしましては、共用の給食用白衣に残る柔軟剤

などの香りを苦手とする児童に対し、本人や保護者の希望に応じて家庭で用意した白衣を使用できるよう配慮しております。

今後も化学物質過敏症に対する国や県の情報把握に努めるとともに、児童・生徒及び保護者の要望を丁寧に聞き取り、一人一人の状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございます。

最後に、公共施設における対応について伺います。

役場等を含めた公共施設において、多くの町民が利用する施設では清掃用品や芳香剤などが使用されています。化学物質過敏症の方が安心して施設を利用できる環境を整備することも重要です。

そこで、公共施設における化学物質の使用状況を把握しているのか。芳香剤や消臭剤などの使用について見直す考えはあるのか。利用者への合理的配慮をどのように進めていくのか。

以上３点についてお伺いします。

○議長（藤野菊信君）　総務理事。

○総務理事（髙木剛彦君）　総務理事、髙木です。

お答えします。

初めに、公共施設における化学物質の使用状況の把握でございますが、役場庁舎をはじめ、観光施設、体育施設等の全ての公共施設における清掃用具、芳香剤、消臭剤などの化学物質の使用状況については、物品の選定で統一的な基準を設けられていないことや、化学物質過敏症の観点においても把握しておりません。

なお、本庁のトイレのみ申し上げますと、無香料、無香性の消臭剤を使用しております。

次に、芳香剤や消臭剤などの使用について見直す考えについてでございますが、現在、各公共施設において使用している全てを見直すということは、施設の状況により難しい場合もございますが、当事者から申出があった際には、可能な範囲で必要な配慮をしたいと考えております。

次に、利用者への合理的配慮をどのように進めていくのかのご質問ですが、公共施設の利用においては、化学物質過敏症の症状や原因、対応方法など、正しい知識を広報誌やホームページ等により広く町民に周知し、認識と理解をしていただくことから進めたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君）　斎藤諒太君。

○２番（斎藤諒太君）　ありがとうございました。

化学物質過敏症は誰もが発症する可能性がある疾患です。重要なのは、病気の有無を議論することではなく、症状に苦しむ方々が安心して生活できる環境を整えることです。

令和６年１２月に採択された請願の趣旨を踏まえ、町民への理解促進、相談体制の充実、教育現場での配慮、公共施設の環境改善を進めることを要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君）　これで、斎藤諒太君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会いたします。

なお、明日は午前１０時から、引き続き一般質問を行いますので、定刻までにお集まりください。

延会　　午後　３時１７分